

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 30 年 8 月

**白馬村・小谷村
白馬山麓事務組合**

目 次

第 1 章	計画の概要	1
第 1 節	計画の趣旨	1
第 2 節	計画策定の背景	1
第 3 節	計画目標年次の設定	2
第 4 節	関係法令	3
第 5 節	関係法令及び計画の位置付け	5
第 6 節	計画の対象区域と廃棄物の範囲	6
第 7 節	計画の進行管理	6
第 2 章	地域特性	8
第 1 節	人口動態	8
第 1 項	人口と世帯数	8
第 2 節	地域概要	9
第 1 項	位置及び地勢	9
第 2 項	気候	10
第 3 項	主要な交通	12
第 4 項	土地利用の状況	13
第 5 項	産業動向	13
第 6 項	観光	15
第 3 章	ごみ処理基本計画	16
第 1 節	ごみ処理の状況及び実績	16
第 1 項	ごみ処理の現状	16
第 2 項	ごみ処理の体制	30
第 3 項	中間処理の現状	33
第 4 項	最終処分の現状	34
第 5 項	ごみ処理経費	34
第 2 節	ごみ処理の評価	37
第 3 節	ごみ処理の課題	39
第 4 節	基本方針	41
第 5 節	ごみ処理基本計画の策定	42
第 1 項	ごみ発生量及び処理量の見通し	42
第 2 項	ごみの発生抑制・資源化の施策	63
第 3 項	ごみの適正処理に関する基本的事項	67

第4章	その他の施策.....	72
第1節	災害時などにおけるごみ処理体制の整備	72
第2節	広報啓発活動の推進	72
第3節	地球温暖化防止の推進	72
第4節	事業者の協力	72
第5節	不法投棄・野外焼却対策	72

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

白馬村・小谷村は、北アルプス広域連合（以下、「広域連合」という。）が、大町市、白馬村、小谷村の1市2村を対象として行う広域的なごみ処理に伴い、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点な視点に立ち、対象区域の一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した、「一般廃棄物処理（ごみ）基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画策定の背景

国では、「環境基本法」をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、3R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。

長野県では、「長野県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」において、県内を10広域ブロックに分割し、ブロック毎に広域化の基本方針が示されました。また、「長野県廃棄物処理計画（第4期）（平成28年4月）」を策定し、「もったいない」を大切にしてごみ減量日本一！ ～美しい信州を次世代へ～を基本目標に、廃棄物の排出抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指しています。

広域連合では、平成15年度に「ごみ処理広域化基本構想」、平成22年度には「北アルプス広域連合ごみ処理広域化計画」、平成26年度には、「ごみ処理施設基本計画」を策定し、広域でのごみ適正処理や循環型社会の構築を目指して取り組んできました。

また、平成30年8月には新しい中間処理施設への移行を踏まえ、構成市村での処理施設の移行体制の整備並びに円滑なごみ処理を推進するべく「北アルプス広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

白馬村・小谷村では、平成9年2月に「環境にやさしいごみ循環型管理社会」を目指すことを基本理念に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、白馬村・小谷村から排出される一般廃棄物（焼却ごみ、不燃ごみ）を、白馬山麓環境施設組合（現白馬山麓事務組合、構成村：白馬村・小谷村）の処理施設である白馬山麓清掃センターにおいて共同処理してきました。

白馬山麓清掃センターは、昭和60年度から稼働し、その間、ダイオキシン類対策工事などにより環境基準への適応を図ってきたところですが、焼却炉が1炉のため、長期間の停止を伴う抜本的な炉の補修を行えないまま経過し、結果、現在では焼却能力（30t／16h）が約半分以下程度までに低下しています。

以上の経緯から、円滑なごみ処理広域化への移行を図り、更なるごみの減量化・再資源化を推進するべく、本計画を策定することになりました。

第3節 計画目標年次の設定

計画期間は、計画策定時から15年の間で設定とし、平成30年度を初年度、平成44年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

なお、中間目標年度を平成35年度とします。



図 1-1 計画の期間

第4節 関係法令

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた関係法令（関連する上位計画等）を以下に示します。

環境基本法（平成6年8月完全施行）

環境基本計画（平成24年4月改正公表）

循環型社会形成推進基本法「基本的枠組法」（平成13年1月完全施行）

- ・社会の物質循環の確保
- ・天然資源の消費の抑制
- ・環境負荷の低減

○基本原則○国 地方公共団体事業者国民 責務○国の施策

循環型社会形成推進基本計画 国の他の計画の基本（平成15年3月公表、平成25年5月改正）

資源有効利用促進法（平成26年6月改正施行）

〈リサイクルの推進〉

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進

（4R リフューズ リデュース リユース リサイクル）

廃棄物処理法（平成27年7月改正）

〈廃棄物適正処理〉

- ①廃棄物の排出抑制
- ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- ④廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定 等

廃棄物処理基本方針（平成28年1月改正）

- ①廃棄物の減量化、適正処理に関する目標設定
- ②廃棄物の減量化、適正処理に関する推進施策
- ③廃棄物処理施設の整備
- ④非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項 等

廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月改正）

〈基本的理念〉平成25年度～平成29年度の5カ年

- ① 4 Rの推進
- ② 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ③ 地域の自主性及び創意工夫を活かした処理施設の整備

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法（平成１２年４月完全施行、平成１８年６月一部改正）

- ・ 容器包装の市町村による分別収集
- ・ 容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化

家電リサイクル法（平成１３年４月完全施行、平成２１年４月一部改正）

- ・ 廃家電を小売店等が消費者より引取
- ・ 製造業者等による再商品化

食品リサイクル法（平成１３年５月完全施行、平成２５年１２月一部改正）

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等

建設リサイクル法（平成１４年５月完全施行、平成２６年６月一部改正）

工事の受注者が

- ・ 建築物の分別解体等
- ・ 建設廃棄物等の再資源化等

自動車リサイクル法（平成１７年１月完全施行、平成２６年６月一部改正）

- ・ 関係業者が使用済自動車の取引、フロンの回収、解体、破砕
- ・ 製造業者等がエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊

小型家電リサイクル法（平成２５年４月完全施行）

- ・ 基本方針の策定
- ・ 再資源化事業計画の認定
- ・ 特例措置

グリーン購入法「国等が率先して再生品などの調達を推進」（平成１３年４月完全施行）

都道府県廃棄物処理計画

都道府県災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画（策定予定）

第5節 関係法令及び計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。関係法令と計画の位置付けを以下に示します。

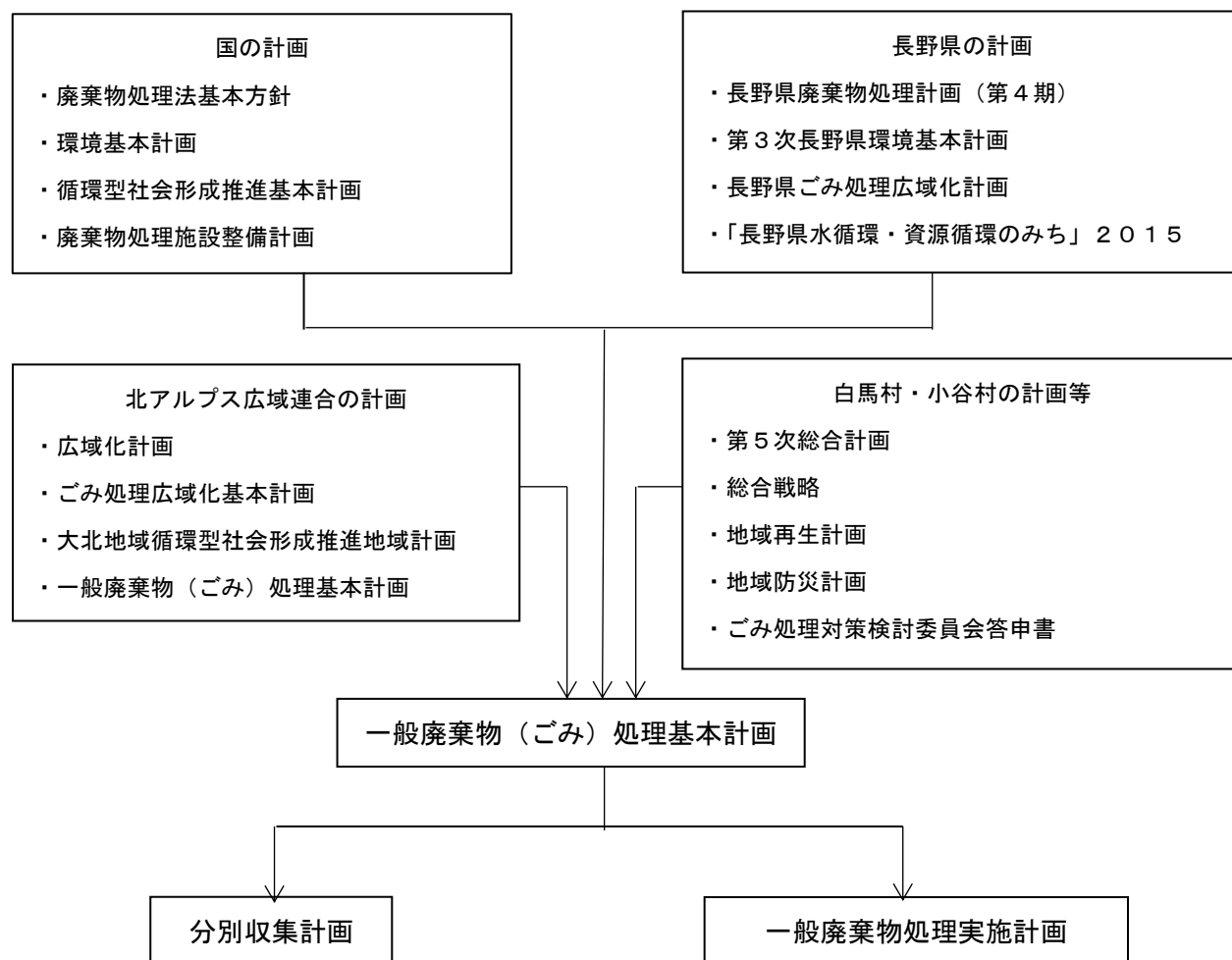


図 1-2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

第6節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は、白馬村・小谷村の行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は、区域内の一般廃棄物とします。白馬村・小谷村独自で定める内容は、両村の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づくこととします。

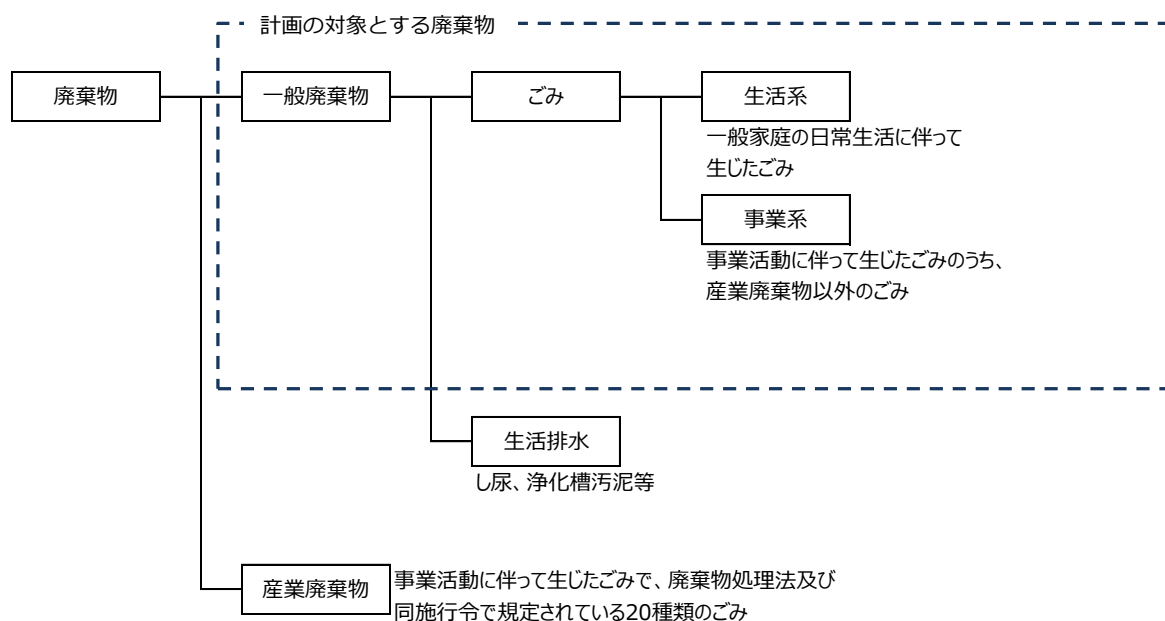


図 1-3 計画の対象とする廃棄物

第7節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理においては、PDCA サイクルにより継続的に評価、見直しを行います。計画の評価については、本計画に示した目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、活用するものとします。

計画の評価については、概ね5年後に基本計画を見直すことから、当該基本計画策定時に5年間の施策の評価を行うこととします。この評価に基づき、新たな目標値の設定、追加の施策を講ずることを検討します。

PDCA の概念図を以下に示します。

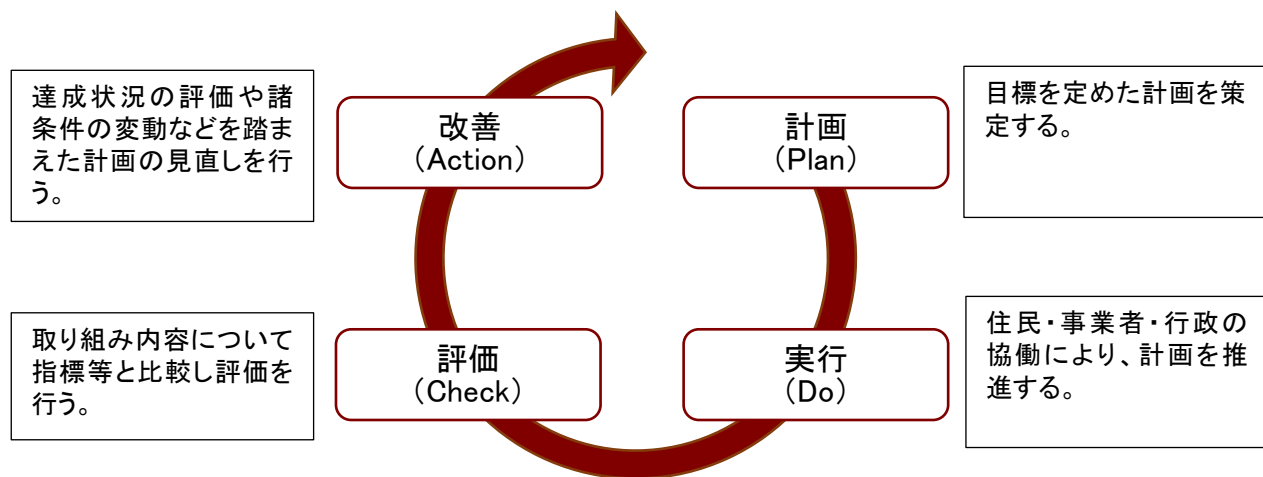


図 1-4 PDCA の概念図

第2章 地域特性

第1節 人口動態

第1項 人口と世帯数

白馬村・小谷村の人口及び世帯数の推移は、次のとおりです。白馬村の総人口及び世帯当たりの人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向です。小谷村は、総人口、世帯数及び世帯当たりの人口とも減少傾向です。

表 2-1 人口と世帯の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	総人口(人)	9,289	9,231	9,159	9,117	9,039	9,098	9,073	9,014	8,954	9,028
	世帯数(世帯)	3,550	3,575	3,591	3,620	3,618	3,624	3,777	3,833	3,955	4,059
	1世帯当たりの人口(人)	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2
小谷村	総人口(人)	3,264	3,522	3,457	3,356	3,291	3,284	3,223	3,159	3,179	3,037
	世帯数(世帯)	1,334	1,315	1,323	1,310	1,307	1,284	1,318	1,316	1,300	1,311
	1世帯当たりの人口(人)	2.4	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.4	2.4	2.3

出典：白馬村・小谷村（各年3月31日現在 外国人登録を含む）

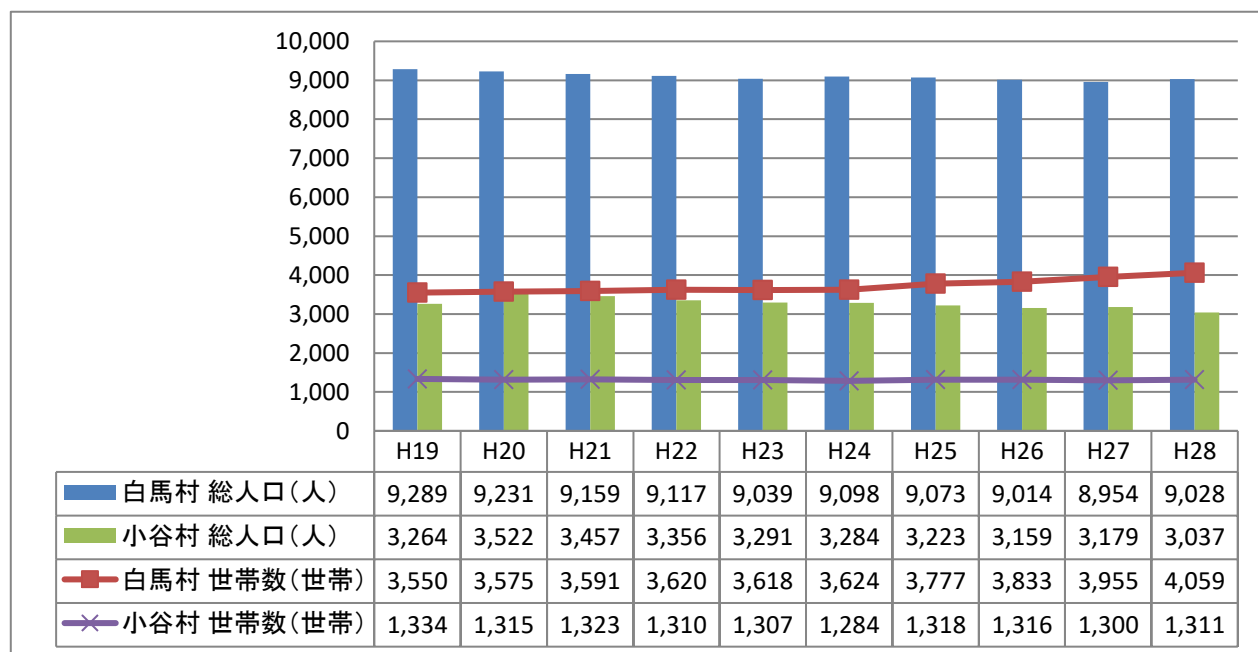


図 2-1 人口と世帯数の推移

第2節 地域概要

第1項 位置及び地勢

(1) 白馬村

長野県の北西部に位置し、面積 189.36 km²、周囲 65.5km、南北 16.8km、東西 15.7km を擁しています。南は佐野坂峠で大町市と、西は後立山連峰を構成する白馬連峰により富山県と、北は小谷村と、東は長野市、小川村と、それぞれ隣接しています。

地域の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成されています。村の南部から北部へ曲折しながら流れる姫川は、白馬村の南端佐野坂に源を発し、東西山地より流れる支流谷地川・平川・松川・楠川などと合流し、日本海へ及んでいます。西側白馬連峰一帯は酸性火成岩類で形成されており、急峻な山岳美を見せ、登山、ハイキング、スキー場などの観光資源となっています。

また、東側山地は第三紀層で、やわらかな砂岩・凝灰岩などから成っており、一部観光開発が進んでいますが、豊かな造林地帯となっています。

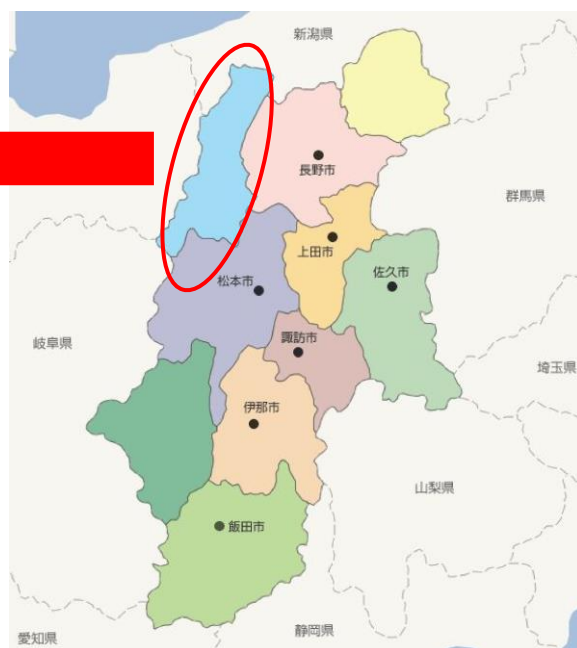
(2) 小谷村

長野県の最西北端に位置し、東は東山から天狗原に連なる稜線をもって長野市及び新潟県妙高市に接し、白馬連峰を境とする西及び北は新潟県糸魚川市に、南は白馬村に隣接しています。東西 14km、南北に 20.5km を有し、総面積は 267.91 km²に及びますが、総面積の約 89%を森林が占めており、村の中央を北流する一級河川・姫川を底辺とする標高 1,600～2,800m の高山に囲まれた、峻な峡谷型の地形です。

ごみ処理広域化市村



図 2-2 構成市村の位置



第2項 気候

- (1) 白馬村の気候は、山岳に抱かれた盆地であるため、全体的に冷涼な気象であることが特徴となっています。冬期には日本海からの寒気が山岳地に当たり大量の降雪をもたらしています。

表 2-2 地域の気温、降水量（白馬村）

	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	最高気温	最低気温	
1 月	-3.0	1.4	-7.5	144.9
2 月	-2.6	2.2	-7.5	134.9
3 月	0.9	6.3	-4.0	143.5
4 月	7.6	14.5	1.7	118.3
5 月	13.4	20.3	7.5	144.6
6 月	17.5	23.4	12.9	214.9
7 月	21.2	26.7	17.3	289.4
8 月	22.6	28.6	18.4	170.0
9 月	18.1	23.4	14.2	184.3
10 月	11.4	17.5	6.8	121.5
11 月	5.3	11.2	0.6	109.8
12 月	-0.1	4.8	-4.3	128.7
年	9.4	15.0	4.7	1904.7

資料：気象庁アメダスデータ、白馬村

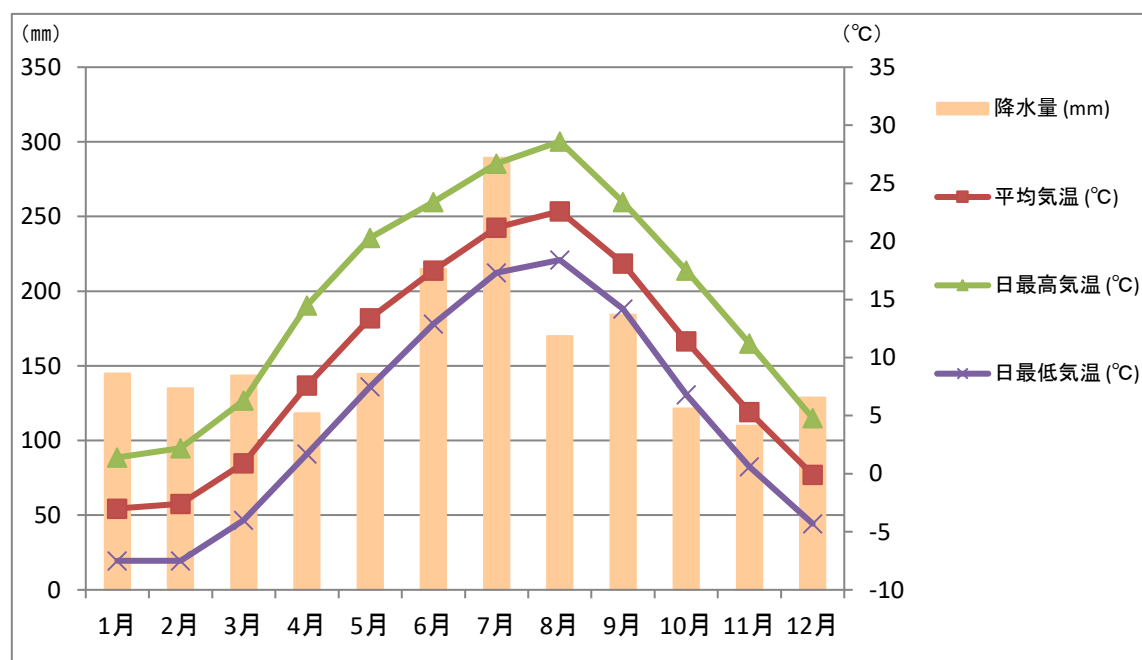


図 2-3 地域の気温、降水量（白馬村）

平年値とは、ある一定の期間（概ね 30 年）の観測値の平均の値のこと。その地点の気温を表す値として用いられる。

1 日最高気温の月平均値

2 日最低気温の月平均値

- (2) 小谷村の気候は、年間の平均気温は 10.2℃、日本海側の気候に属し、冬期の積雪は 12 月上旬から 4 月上旬にまで及び、降水量も多く全国でも屈指の豪雪地帯となっています。

表 2-3 地域の気温、降水量（小谷村）

	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	最高気温	最低気温	
1 月	-2.1	2.1	-6.3	217.4
2 月	-1.6	2.9	-6.1	179.9
3 月	2.0	7.1	-3.1	150.7
4 月	8.9	14.9	2.9	103.5
5 月	14.1	20.1	8.1	126.5
6 月	18.2	22.9	13.5	169.3
7 月	22.4	26.7	18.1	235.9
8 月	23.7	28.4	19.1	136.1
9 月	18.9	23.1	14.8	172.6
10 月	12.4	17.2	7.6	141.3
11 月	6.6	11.6	1.6	155.9
12 月	1.1	5.5	-3.2	203.0
年	10.2	15.2	5.6	1995.2

資料：気象庁アメダスデータ、小谷村

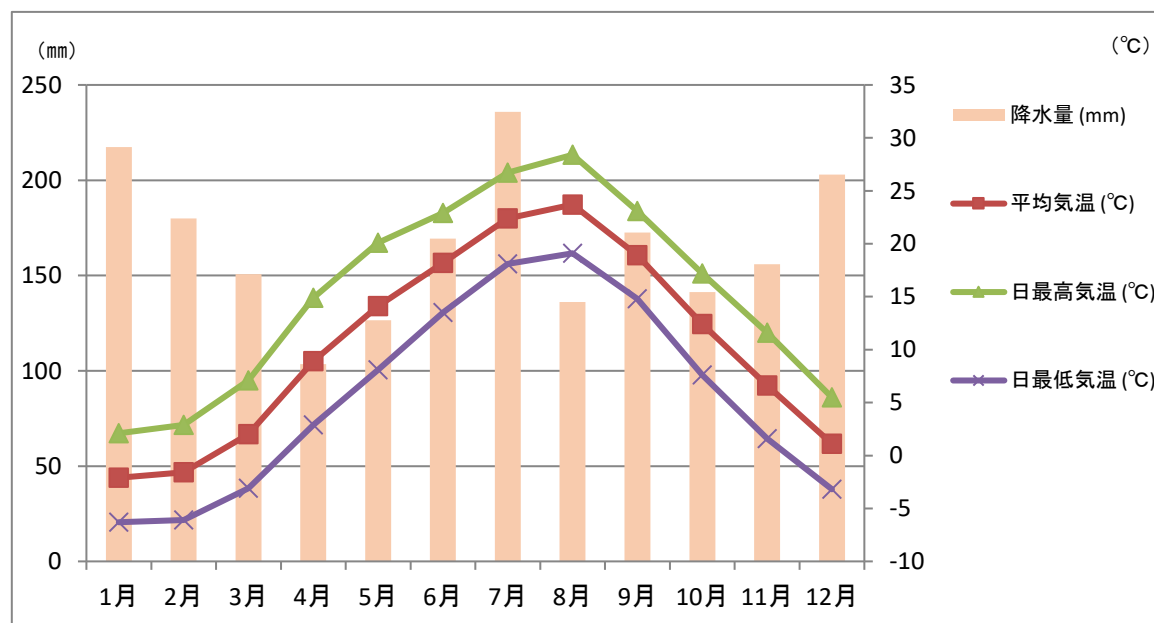


図 2-4 地域の気温、降水量（小谷村）

平年値とは、ある一定の期間（概ね 30 年）の観測値の平均の値のこと。その地点の気温を表す値として用いられる。

1 日最高気温の月平均値

2 日最低気温の月平均値

第3項 主要な交通

白馬村は、幹線道路として国道 148 号が走っており、大町市方面に通じております。また、大町市と同様に J R 大系線が南北を通過しています。

小谷村は、姫川に沿う形で J R 大系線と国道 148 号が走り、村の経済と社会の動脈となっていますが、姫川及び支流の中谷川、土谷川等に沿って点在する 54 の集落へ通じる生活道路は、その地形から楕形の交通網形態をとらざるを得ず、行政効率が非常に悪くなっています。



出典：さわかや信州旅.net 日本アルプスエリア

図 2-5 主要な交通

第4項 土地利用の状況

白馬村・小谷村は、山岳地帯が多いため、山林とその他の割合が大半を占めています。

表 2-4 土地利用面積

(単位:ha)

	農地	山林	原野	雑種地	池沼	宅地	その他	総数
白馬村	994	2,482	2,822	232	－	455	11,951	18,936
小谷村	496	12,604	2,374	－	－	97	11,220	26,791

出典：各村のホームページより

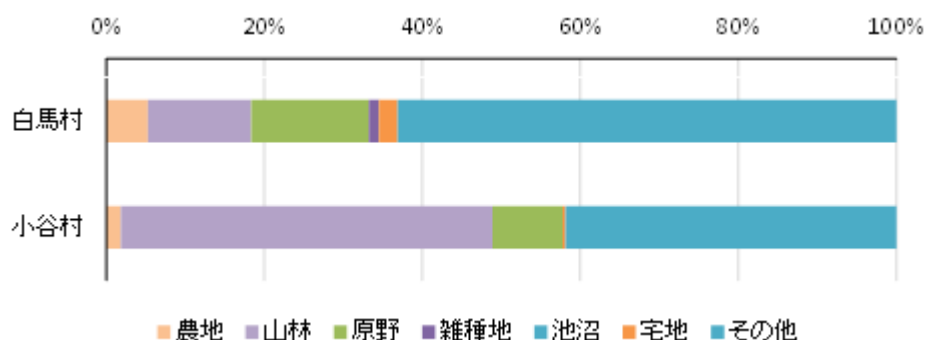


図 2-6 土地利用面積

第5項 産業動向

白馬村・小谷村の産業別事業所数及び従業者数の推移は、次のとおりです。サービス業などの第三次産業が多くを占めています。各産業ともに全体としては事業所数、従業者数が減少傾向にあります。

表 2-5 産業別事業所数及び従業者数の推移

		第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
白馬村	H21	12	76	114	673	1,240	5,695
	H24	6	85	99	502	1,035	5,438
	H28	7	80	36	631	1,013	4,692
小谷村	H21	4	53	50	390	332	1,610
	H24	0	0	44	378	279	1,709
	H28	0	0	41	342	166	1,242

出典：経済センサス - 基礎調査 事業所に関する集計

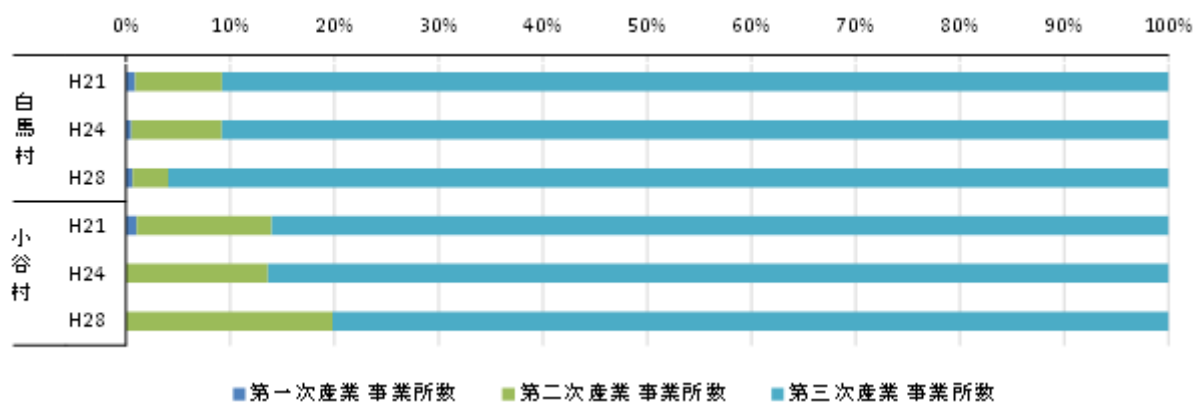


図 2-7 産業別事業所数の割合推移

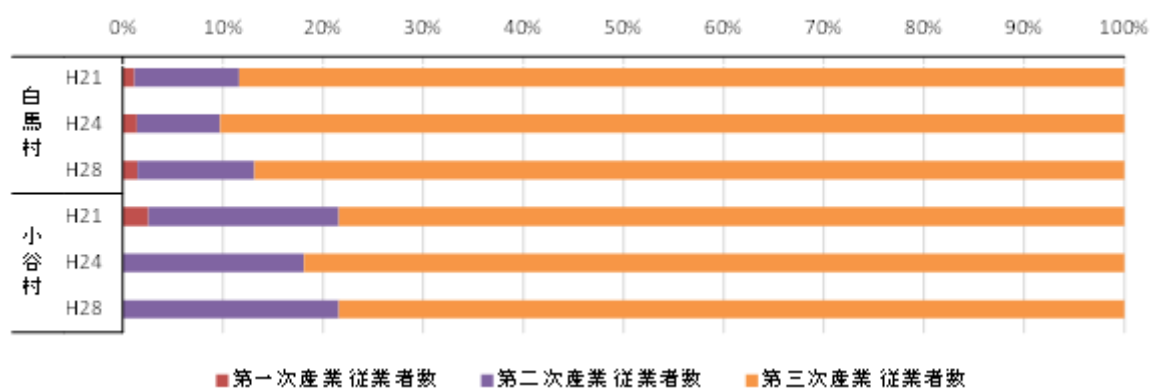
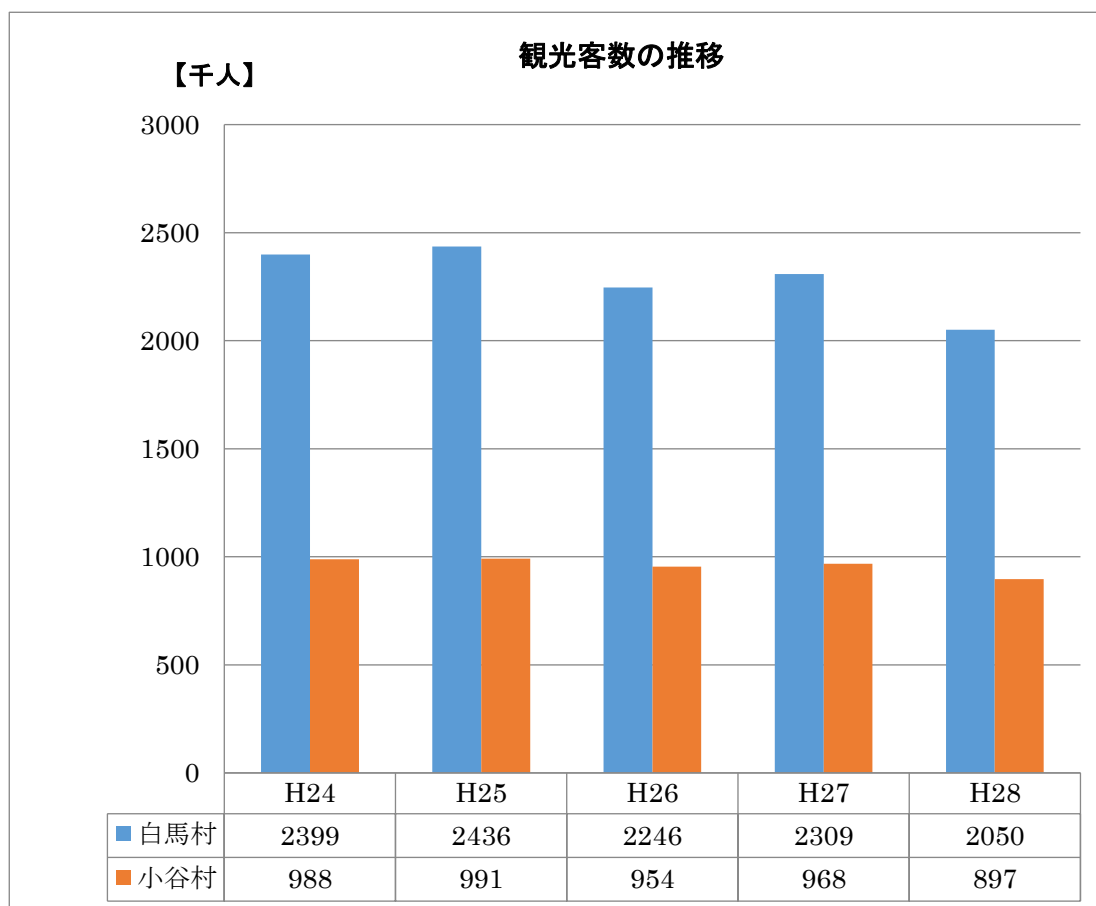


図 2-8 産業別従業者数の割合推移

第6項 観光

白馬村・小谷村の観光は、スキー、温泉、山岳などの自然を主とした観光資源によるもので、観光客入込みのピークは夏期・冬期です。過去5年間では、白馬村は205万人から243万人、小谷村は89万人から99万人の間で増減しています。



出典：白馬村観光課 小谷村観光振興課 作成資料

図 2-9 観光客数の推移

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の状況及び実績

第1項 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

現在の、白馬村・小谷村におけるごみ処理フローを以下に示します。

1) 可燃ごみ・不燃ごみ

行政収集、または直接搬入（個人搬入、許可業者への委託）により白馬山麓清掃センターに搬入しています。

焼却ごみは計量後、搬入者が自主的に分別し搬入したリサイクル物（“段ボール”“ペットボトル”“白色トレイ”“びん類”）を便宜的に分別した後、ごみ焼却施設で焼却しています。

不燃ごみも計量後、不燃物処理・資源化処理施設で破碎後、磁気選別機等によりアルミ、スチール、カレットに選別し、アルミ、スチールは有価物として売却しています。

なお、焼却残さとカレットについては、民間の最終処分場で処分しています。

2) 粗大ごみ

白馬村・小谷村が民間業者に委託し破碎等の処理を行います。処理後の焼却できる粗大ごみは、白馬山麓清掃センターに搬入され焼却処理しています。

3) リサイクル物

白馬山麓清掃センターで便宜的に分別されたリサイクル物は、中間処理を行う民間事業者へ委託しています。なお、段ボールについては独自ルートで再資源化しています。

白馬村・小谷村のリサイクル物は、行政収集等により中間処理を行う民間業者に委託しています。

白馬山麓事務組合・白馬村・小谷村とも、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定するリサイクル物は、“容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する方針（平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号）”により基本的に日本容器包装リサイクル協会に再資源化を委託しています。

また、規定物以外（新聞、雑誌・雑紙）も民間業者に委託し、同事業者から再資源化事業者へ搬入し処理しています。

一方、民間における処理として、小中学校PTA・各種団体等による資源回収が年に1～2回実施され、アルミ缶・紙パック・ビールびん・清酒びん・古紙が回収しています。白馬村・小谷村では、ごみ収集チラシ・広報等で回収日時をPRしています。

この他、村内のスーパーや一般廃棄物処理業許可業者等において段ボール・ペットボトル・白色トレイ・紙パックなどの回収が行われていますが、回収量は把握していません。

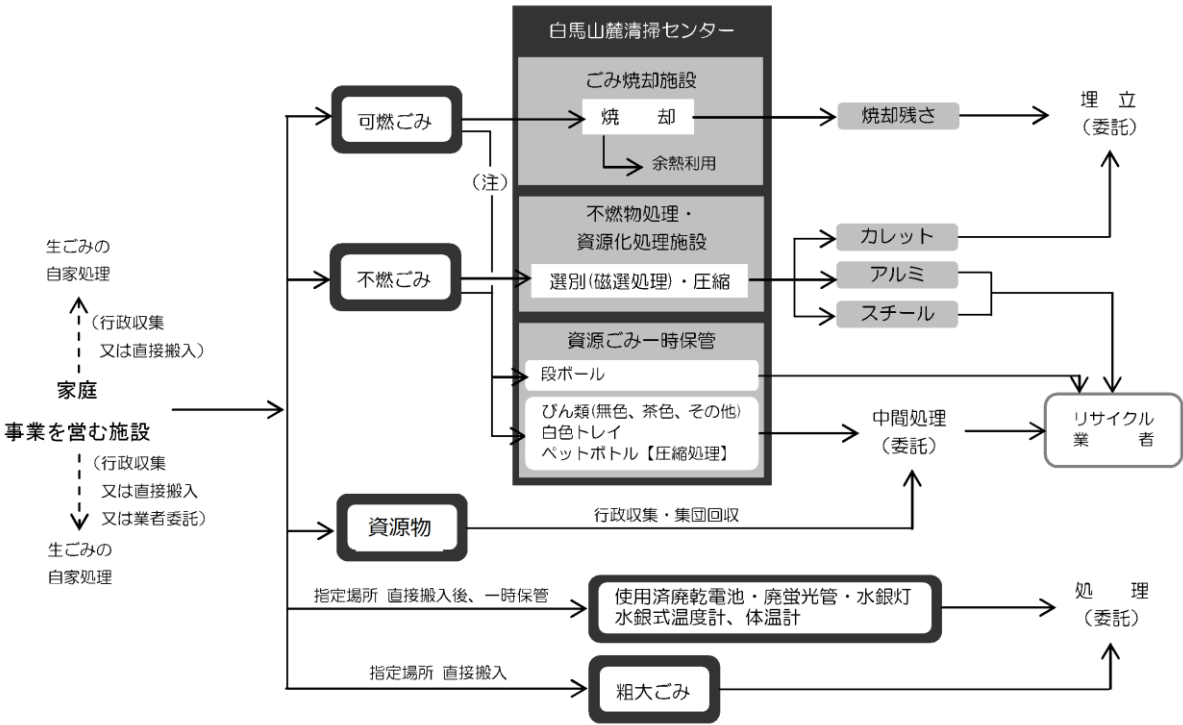
4) その他の資源化

白馬村では、焼却ごみ減量の一環として、生ごみ処理についての補助制度を設け、各家庭への

生ごみ処理機・生ごみ堆肥化基材の購入を推進しています。また、小中学校・保育園・高校寮の給食生ごみの堆肥化（一次処理）を業者に委託し焼却ごみの減量に努めています。

また、有害ごみについては、民間事業者へ委託し処理しています。

小谷村でも同様に、焼却ごみ減量の一環として、生ごみ処理についての補助制度を設け、一般家庭、事業所への生ごみ処理機・生ごみ堆肥化基材の購入を推進しています。



出典：北アルプス広域連合 ごみ処理広域化基本計画

図 3-1 白馬村・小谷村ごみ処理フロー

2. ごみ処理実績

1) ごみ排出量の実績

白馬村・小谷村の過去5年間のごみの排出量の実績は以下のとおりです。年間のごみ排出量は、平成24年度からなだらかに減少傾向を示しています。

なお、各実績値は、一般廃棄物処理実態調査のデータと広域連合の数値とします。

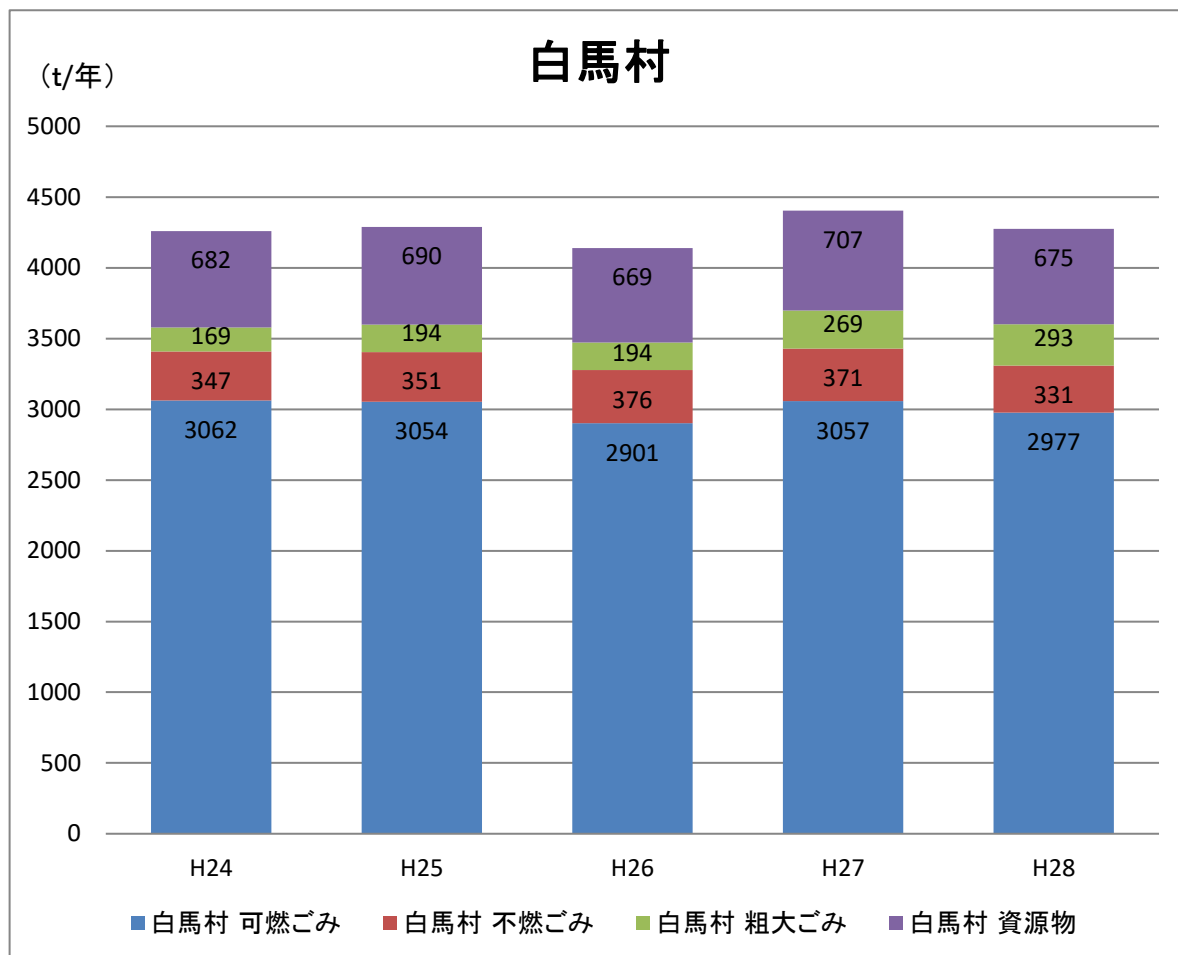


図3-2 白馬村種類別排出量

表 3-1 白馬村種類別排出量

単位：(t/年)

		H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	可燃ごみ	3,062	3,054	2,901	3,057	2,977
	不燃ごみ	347	351	376	371	331
	粗大ごみ	169	194	194	269	293
	資源物	682	690	669	707	675
	合計	4,260	4,289	4,140	4,404	4,276

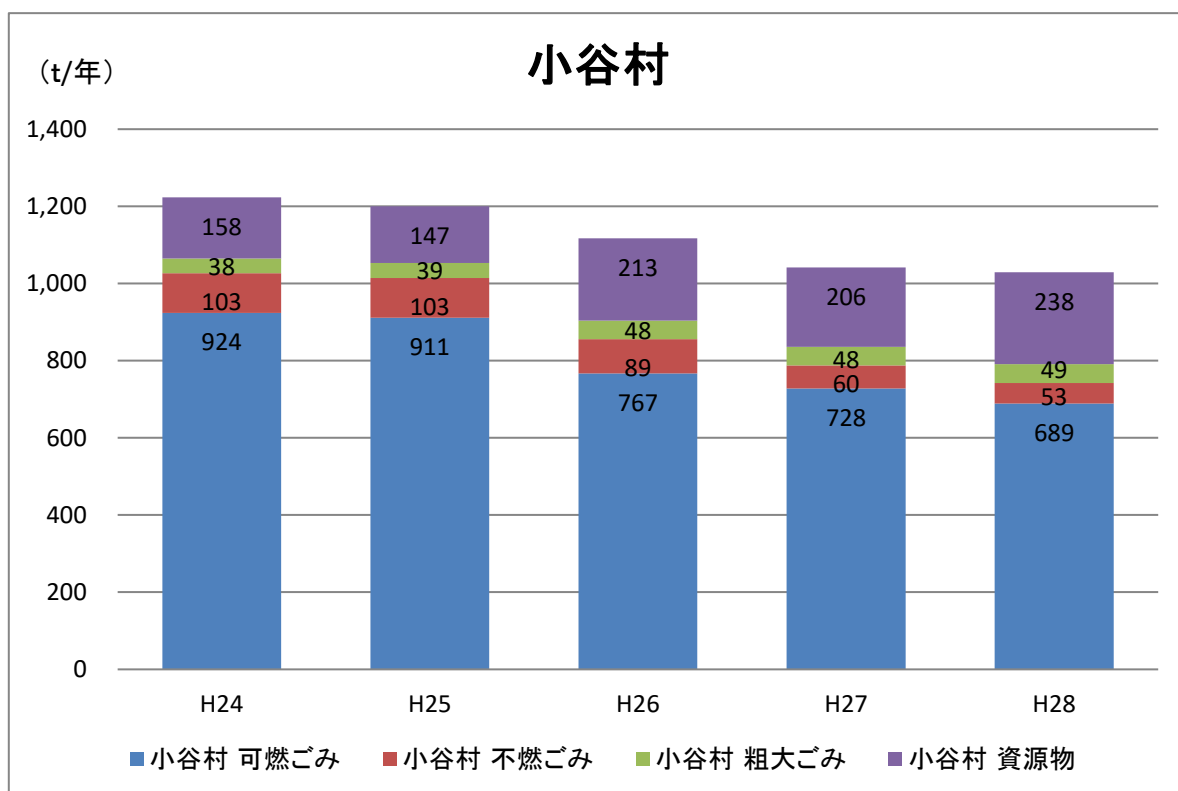


図 3-3 小谷村種類別排出量

表 3-2 小谷村種類別排出量

単位：(t / 年)

		H24	H25	H26	H27	H28
小 谷 村	可燃ごみ	924	911	767	728	689
	不燃ごみ	103	103	89	60	53
	粗大ごみ	38	39	48	48	49
	資源物	158	147	213	206	238
	合計	1,223	1,200	1,117	1,042	1,029

2) ごみ排出量の実績

白馬村・小谷村の排出形態別排出量は以下のとおりです。平成24年度からの増減を確認すると、生活系ごみは減少傾向にあり、事業系ごみは白馬村が増加傾向、小谷村は減少傾向を示しています。

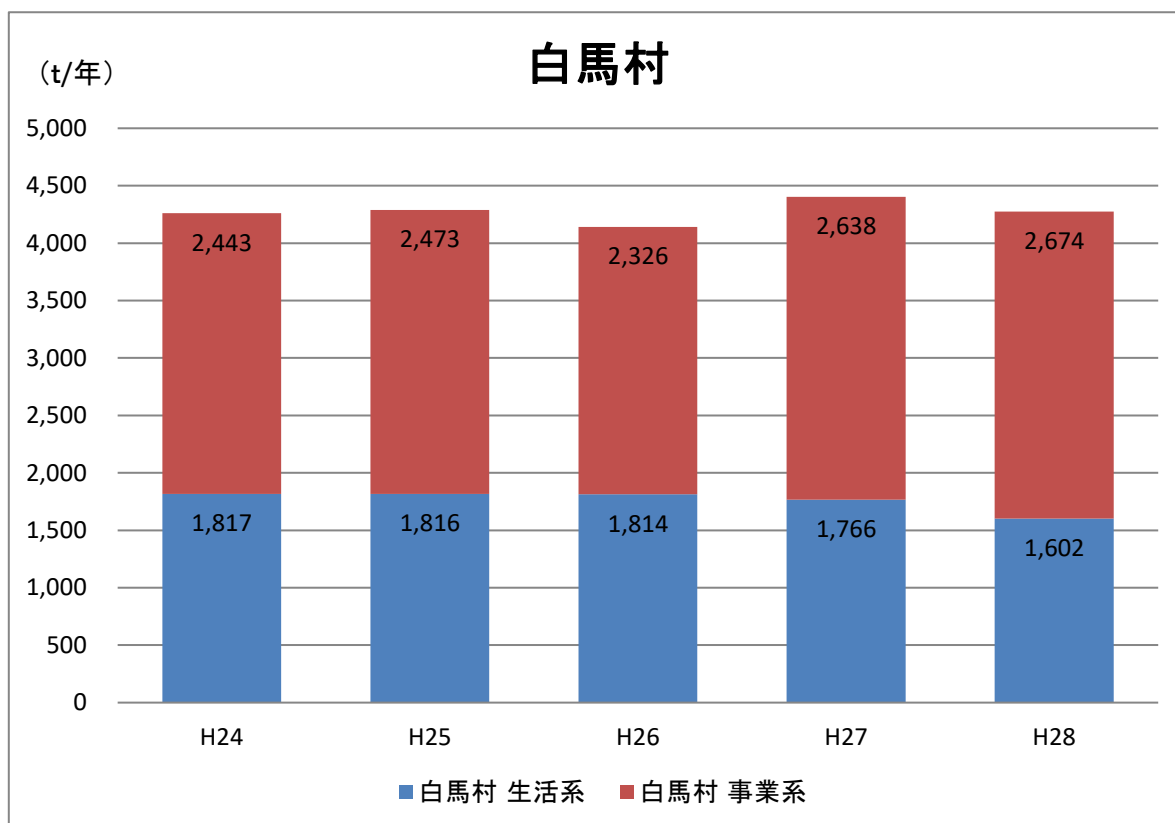


図 3-4 白馬村排出形態別排出量

表 3-3 白馬村排出形態別排出量

単位：(t/年)

		H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	生活系	1,817	1,816	1,814	1,766	1,602
	事業系	2,443	2,473	2,326	2,638	2,674
	合計	4,260	4,289	4,140	4,404	4,276

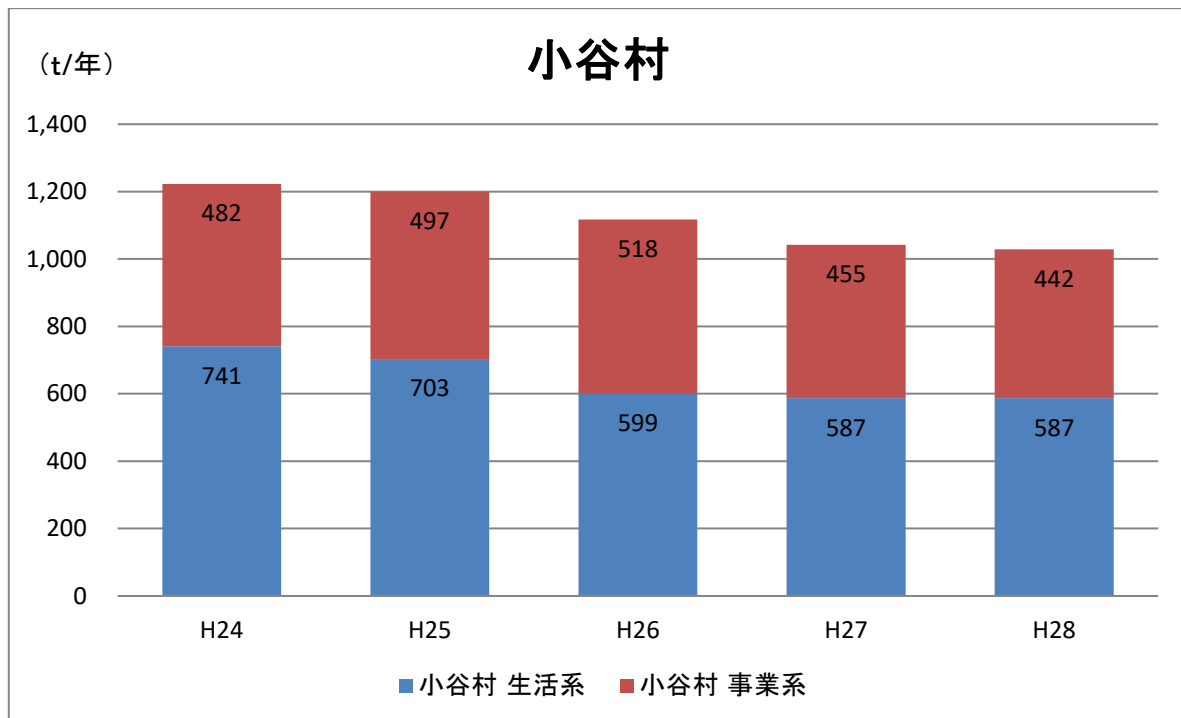


図 3-5 小谷村排出形態別排出量

表 3-4 小谷村排出形態別排出量

単位：(t / 年)

		H24	H25	H26	H27	H28
小 谷 村	生活系	741	703	599	587	587
	事業系	482	497	518	455	442
	合計	1,223	1,200	1,117	1,042	1,029

3) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

過去5年間の1人1日当たりの生活系ごみの実績は以下のとおりです。

本連合全体では、1人1日当たりの生活系ごみのうち、可燃ごみが減少傾向にあります。排出量全体としては減少傾向です。

白馬村では、1人1日当たりの生活系ごみのうち、可燃ごみは減少傾向にあります。資源物は概ね横ばい傾向です。排出量全体としては減少傾向です。

小谷村では、1人1日当たりの生活系ごみのうち、可燃ごみは減少傾向にあります。資源物は平成27年度から増加傾向です。排出量全体としては平成27年度まで減少傾向でしたが、平成28年度は増加に転じました。

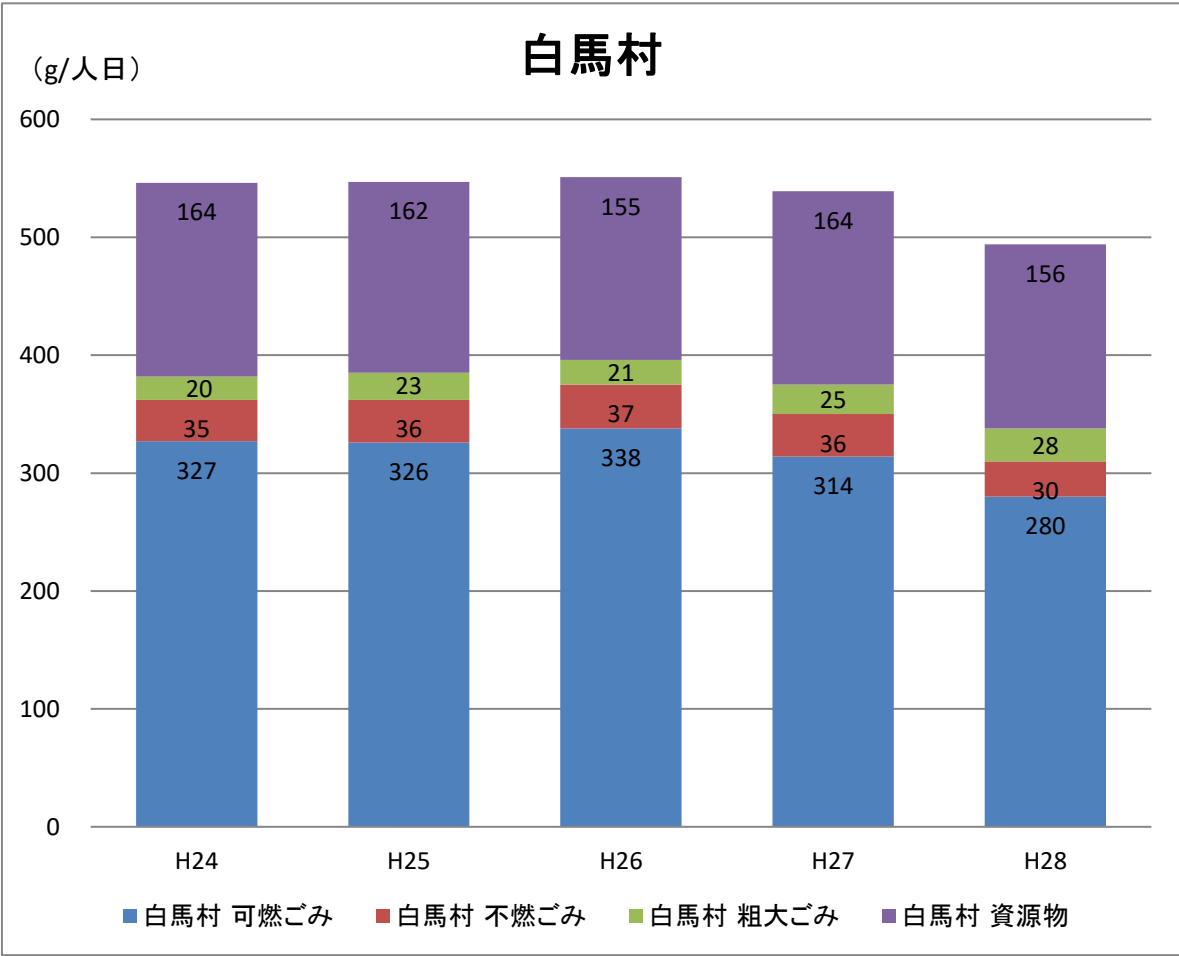


図 3-6 1人1日当たり生活系ごみ排出量

表 3-5 1人1日当たり生活系ごみ排出量 単位：(g/人日)

		H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	可燃ごみ	327	326	338	314	280
	不燃ごみ	35	36	37	36	30
	粗大ごみ	20	23	21	25	28
	資源物	164	162	155	164	156
	合計	546	547	551	539	494

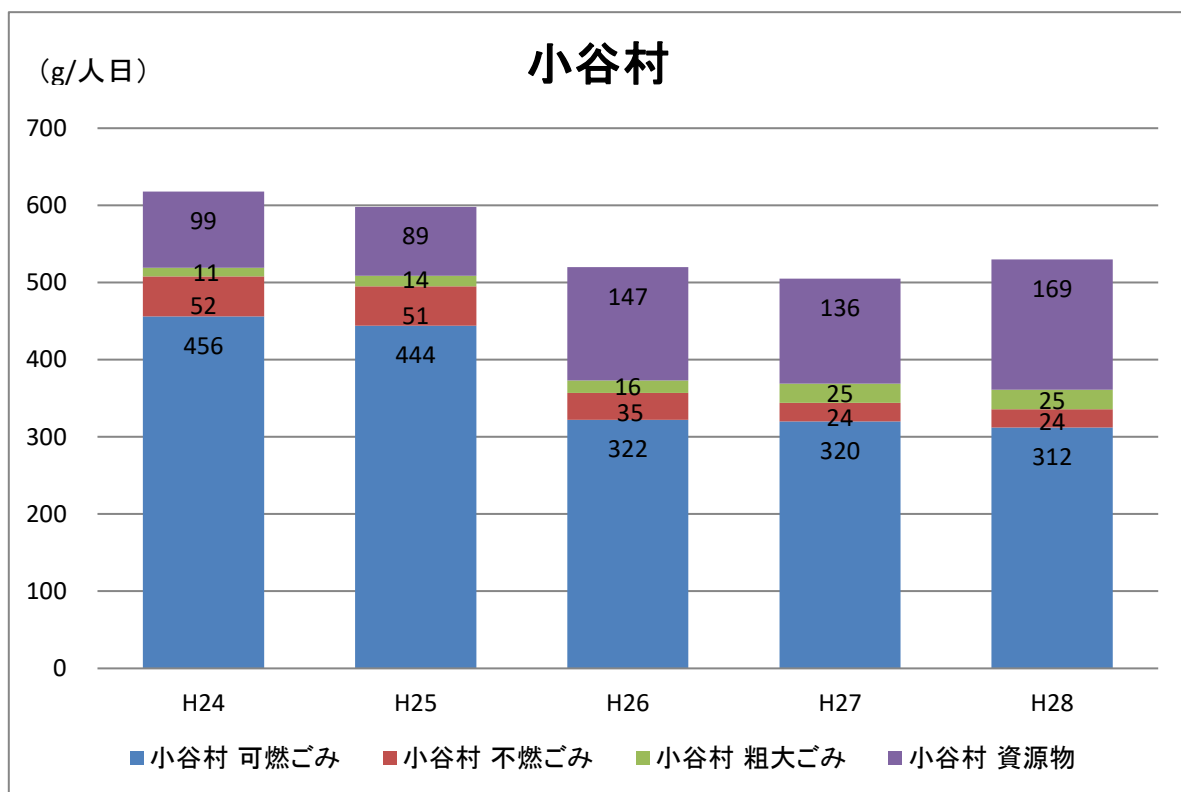


図 3-7 1人1日当たり生活系ごみ排出量

表 3-6 1人1日当たり生活系ごみ排出量 単位：(g/人日)

		H24	H25	H26	H27	H28
小 谷 村	可燃ごみ	456	444	322	320	312
	不燃ごみ	52	51	35	24	24
	粗大ごみ	11	14	16	25	25
	資源物	99	89	147	136	169
	合計	618	598	520	505	530

4) 1日当たりの事業系ごみ排出量

事業者から排出された1日当たりの事業系ごみの排出量は以下のとおりです。

白馬村では、可燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみが増加傾向で、不燃ごみは横ばい傾向にあります。

小谷村は、可燃ごみが減少傾向にあり、可燃ごみ以外は横ばい傾向となっています。

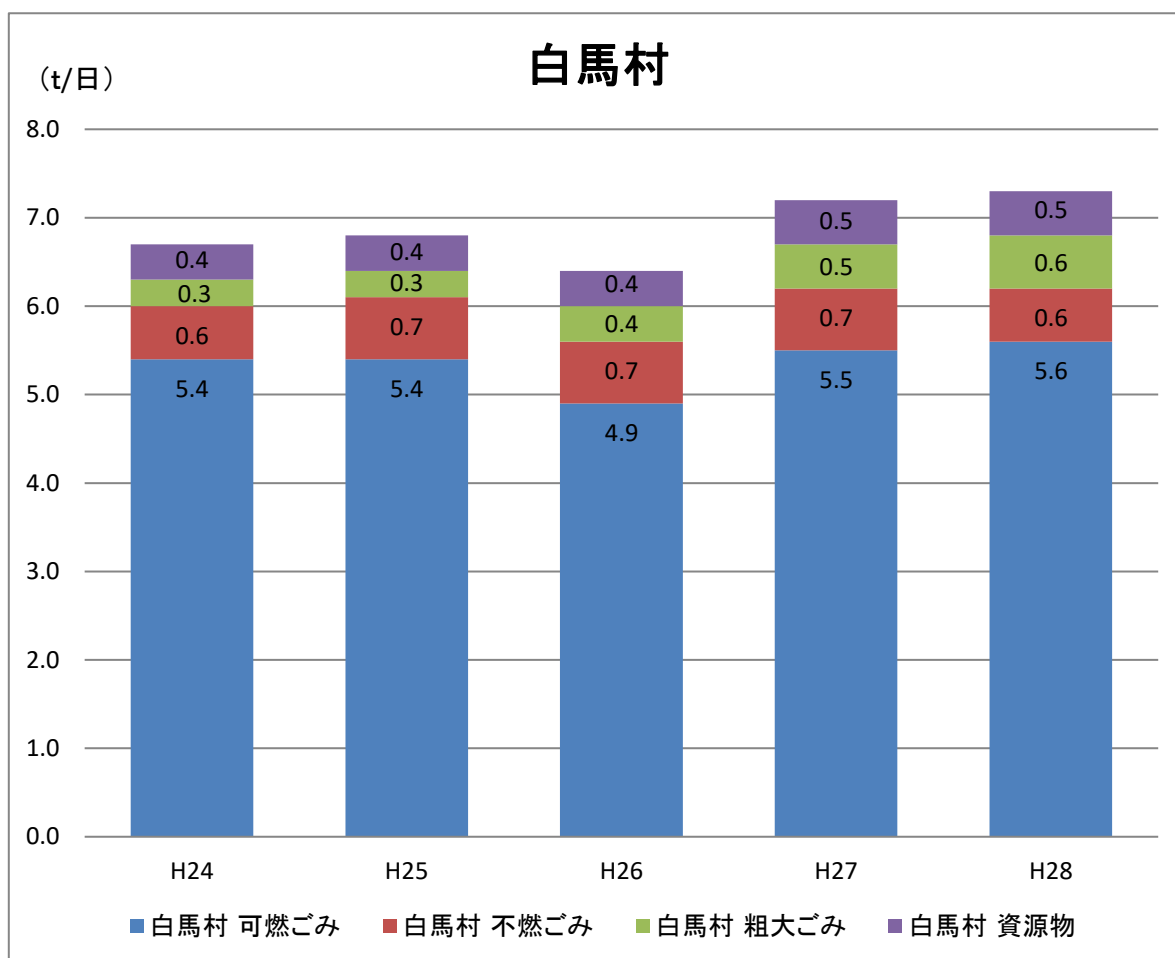


図 3-8 1日当たり事業系ごみ排出量

表 3-7 1日当たり事業系ごみ排出量

単位：(t/日)

		H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	可燃ごみ	5.4	5.4	4.9	5.5	5.6
	不燃ごみ	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6
	粗大ごみ	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6
	資源物	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
	合計	6.7	6.8	6.4	7.2	7.3

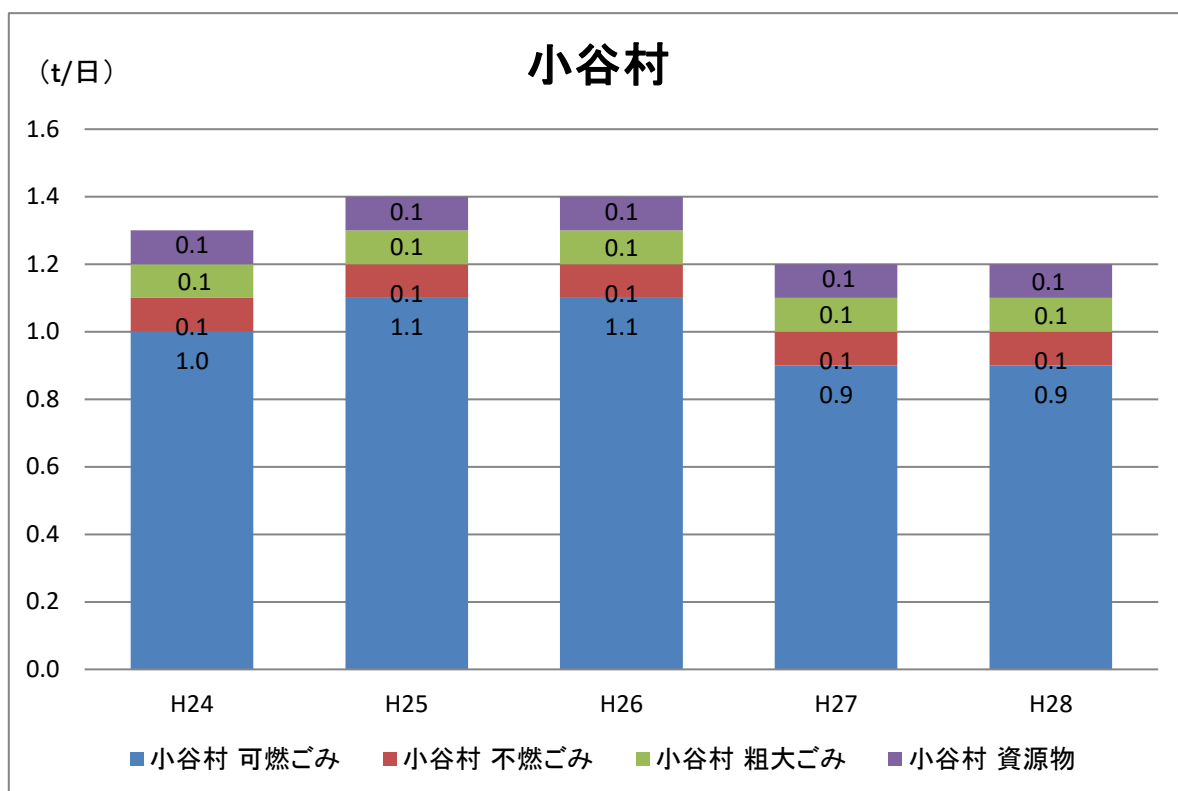


図 3-9 1 日当たり事業系ごみ排出量

表 3-8 1 日当たり事業系ごみ排出量

単位：(t / 日)

		H24	H25	H26	H27	H28
小 谷 村	可燃ごみ	1.0	1.1	1.1	0.9	0.9
	不燃ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	粗大ごみ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	資源物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	合計	1.3	1.4	1.4	1.2	1.2

5) 中間処理の実績

中間処理施設への搬入・処理量の推移を以下に示します。

焼却処理施設への搬入量は近年減少傾向にあります。

表 3-9 中間処理施設への搬入・処理量の推移 [単位：t]

区分\年度		H24	H25	H26	H27	H28
白馬村	行政収集	1,203	1,200	1,235	1,144	1,006
	直接搬入	2,421	2,449	2,650	2,690	2,591
	小計	3,624	3,649	3,885	3,834	3,597
小谷村	行政収集	608	582	411	414	383
	直接搬入	470	485	511	442	434
	小計	1,078	1,067	922	856	817
白馬山麓環境施設組合(白馬山麓事務組合)	行政収集計	1,811	1,782	1,646	1,558	1,389
	直接搬入計	2,891	2,934	3,161	3,132	3,025
	搬入量計	4,702	4,716	4,807	4,690	4,414
	アルミ	47	47	47	48	47
	スチール	97	89	87	75	68
	カレット	303	316	326	327	283
	びん類 (リサイクル物)	12	12	12	12	17
	不燃ごみ計 (選別破砕量)	462	466	477	468	419
	焼却処理量	4,087	4,078	4,157	4,036	3,811
	段ボール (リサイクル物)	139	157	159	170	169
	ペットボトル (リサイクル物)	14	15	14	16	15
	発泡スチロール (リサイクル物)	—	—	—	—	—
	白色トレイ (リサイクル物)	0	0	0	0	0
	可燃ごみ計	4,240	4,250	4,330	4,222	3,995
	可燃ごみ割合	90.2%	90.1%	90.1%	90.1%	90.5%
	焼却残さ量	384	352	367	372	348
	焼却残さ率	9.4%	8.6%	8.8%	9.2%	9.1%

注 1) 可燃ごみ割合＝可燃ごみ計÷搬入量計

資料：白馬山麓事務組合

注 2) 焼却残さ率＝焼却残さ量÷焼却処理量

注 3) 各村の直接搬入量には、委託業者において破砕され搬入され焼却した粗大ごみ量が含まれている。

6) 最終処分の実績

過去5年間の最終処分量の実績を以下に示します。

最終処分量の過去5年間の傾向としては、白馬山麓清掃センターから発生した最終処分量及び両村から排出される粗大ごみのうち最終処分される、ガラスくず・陶磁器くずなどは平成27年度をピークに減少傾向にあります。

表 3-10 最終処分量の実績

[単位：t／年]

区分\年度		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
白馬山麓 清掃センター	焼却残さ	3 8 4	3 5 2	3 6 7	3 7 2	3 4 8
	カレット	3 0 3	3 1 6	3 2 6	3 2 7	2 8 3
	小計	6 8 7	6 6 8	6 9 3	6 9 9	6 3 1
白馬村粗大ごみ		1 5	1 4	1 4	2 5	2 4
小谷村粗大ごみ		2	3	7	4	4
合 計		7 0 4	6 8 5	7 1 4	7 2 8	6 5 9

資料：白馬山麓事務組合、一般廃棄物処理事業実態調査

3. ごみの性状

1) 可燃物の組成

白馬山麓清掃センターにおける可燃ごみの組成分析結果では、紙類はH24年度48.5%から、37.2%に減少しています。また、プラスチック類は14.4%から21.0%の間を増減しています。厨芥類（生ごみ）は14.1%から21.6%の間を増減しています。

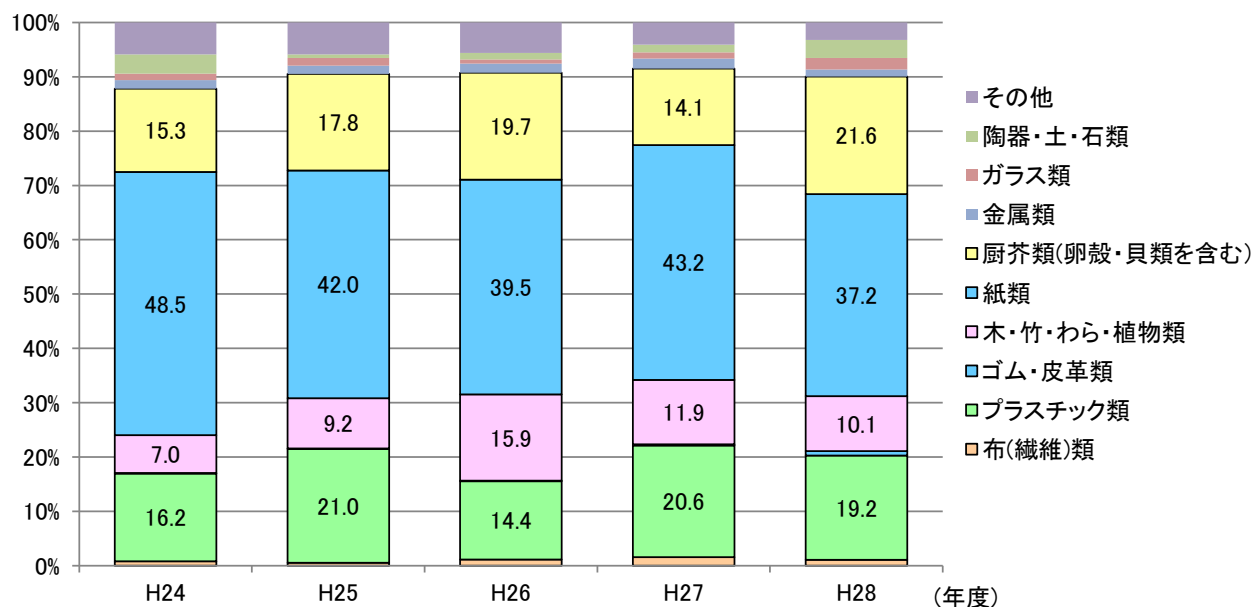


図 3-10 白馬山麓清掃センターにおけるごみ組成分析結果

表 3-11 ごみの性状（白馬山麓清掃センター）

項目			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ組成分析	布(繊維)類	%	0.8	0.5	1.1	1.6	1.1
	プラスチック類	%	16.2	21.0	14.4	20.6	19.2
	ゴム・皮革類	%	0.1	0.1	0.1	0.2	0.8
	木・竹・わら・植物類	%	7.0	9.2	15.9	11.9	10.1
	紙類	%	48.5	42.0	39.5	43.2	37.2
	厨芥類(卵殻・貝類を含む)	%	15.3	17.8	19.7	14.1	21.6
	金属類	%	1.6	1.5	1.7	1.9	1.3
	ガラス類	%	1.2	1.5	0.8	1.2	2.1
	陶器・土・石類	%	3.6	0.7	1.2	1.4	3.4
	その他	%	5.9	5.9	5.6	4.1	3.2
単位容積重量		kg/m ³	229.30	291.00	287.00	265.00	326.00
三成分	水分	%	52.0	52.3	57.8	52.7	60.5
	可燃物	%	39.8	39.4	34.4	37.1	31.7
	灰分	%	8.2	8.3	7.8	10.2	27.4
低位発熱量(計算値)		kJ/kg	6,203	6,100	5,043	5,673	4,458

資料：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

2) 可燃ごみの3成分

可燃物の3成分分析値の推移、単位容積重量と低位発熱量の推移を以下に示します。

水分、可燃分、灰分の割合は、大きな変化はありません。また、低位発熱量は減少傾向で推移しています。

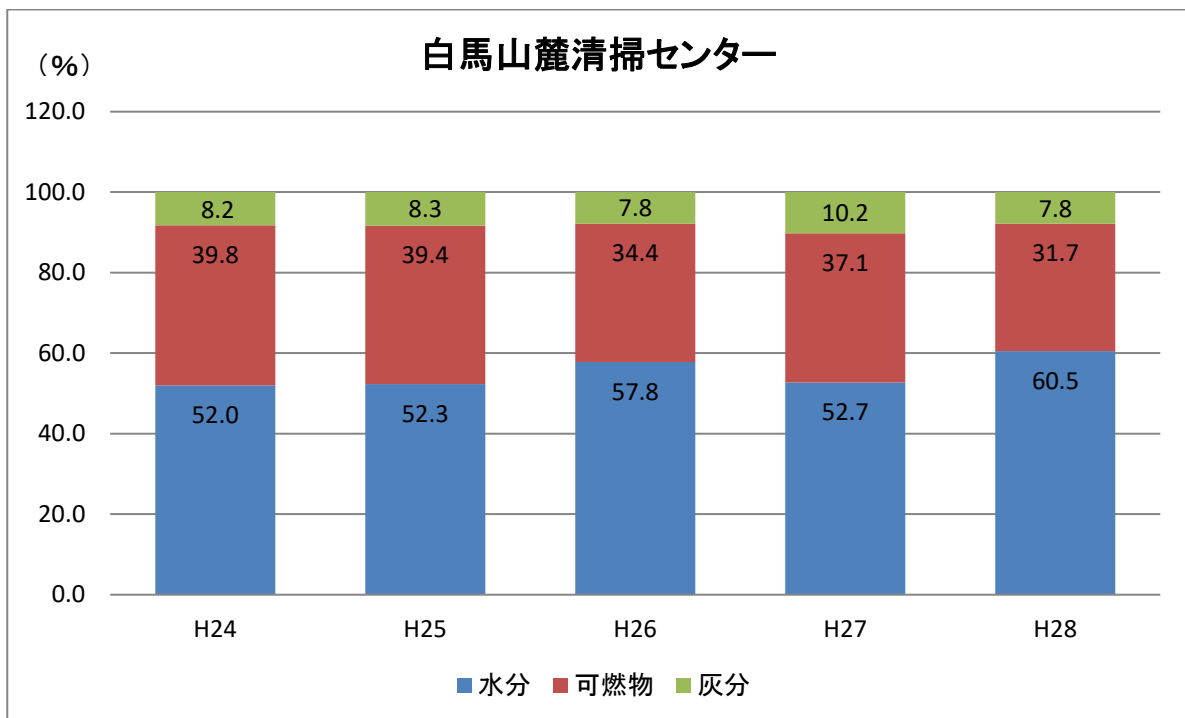


図 3-11 白馬山麓清掃センターにおける可燃物の3成分分析

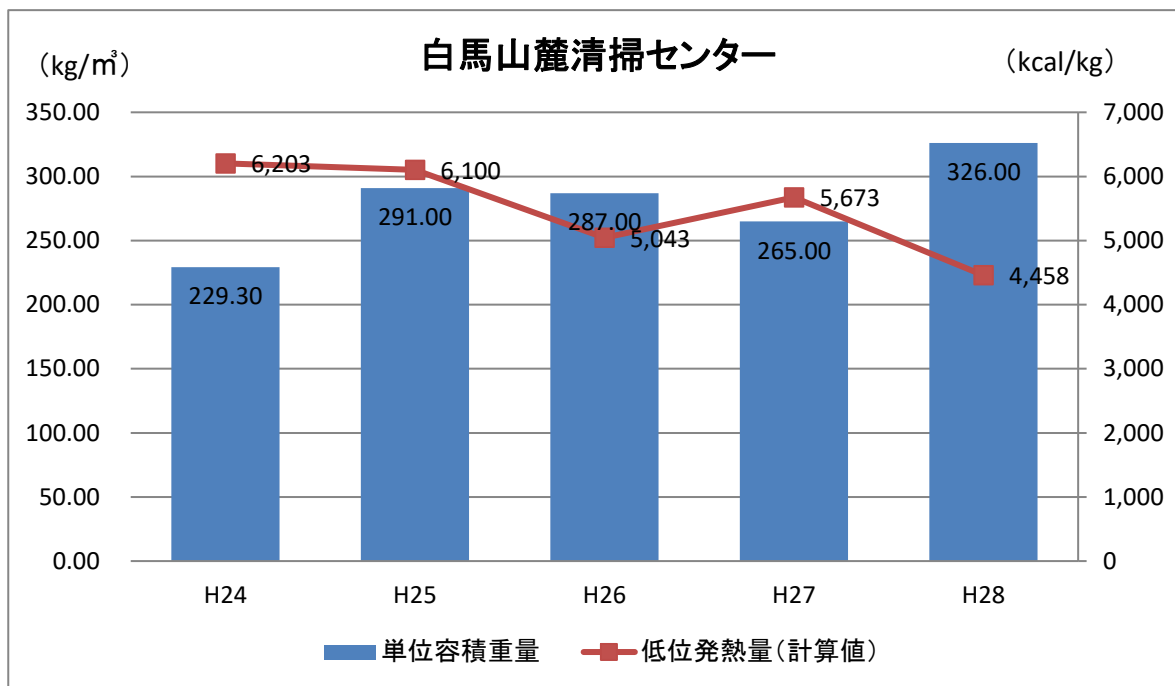


図 3-12 白馬山麓清掃センターにおける単位容積重量と低位発熱量

第2項 ごみ処理の体制

1. 生活系ごみの処理体制

生活系ごみの処理体制を以下に示します。

白馬村

収集回数は、可燃ごみ週3回、不燃ごみが週2回で「村指定ごみ袋（有料）」での排出としています。

また、リサイクル物については毎週1回（平成22年10月以前は毎月2～3回）の行政収集のほか、ごみ集積場の無い地域を対象に粗大ごみ集積場開設時に収受を行ない、冬期間はウイング21において月1回の収受を行っています。

粗大ごみについては、4～11月までの間、月2回（7・8月は1回、11月は3回）松川端粗大ごみリサイクル物集積場において、排出者の直接搬入により回収しています。粗大ごみとあわせて、義務外品の家電5品目、及び有害ごみの乾電池、蛍光灯、水銀灯の回収も行っています。収受体制は、いずれも民間業者へ委託しています。

小谷村

収集回数は、可燃ごみが週2回（一部地域週3回）、不燃ごみが月1回で「村指定ごみ袋（有料）」での排出としています。

また、リサイクル物については毎月1回、品目ごと（平成22年4月以降はプラスチック製容器包装に限り月2回）の行政収集のほか、千国崎村有倉庫を月2回開放し、排出者の直接搬入による回収を行っています。

粗大ごみについては、4～11月までの間、月1回旧小谷保育園北側駐車場（年1回中谷、北小谷地区）において、排出者の直接搬入により回収しています。粗大ごみと併せて、義務外品の家電5品目の回収を行っています。収受体制は、いずれも民間業者へ委託しています。

表3-12 白馬村・小谷村 収集運搬状況 （その1）

ごみの種類	具体的な品目	収集頻度		収集場所・持込先	
		白馬村	小谷村	白馬村	小谷村
可燃ごみ	生ごみ(野菜くず、残飯など)	3回/週	2回/週	ごみ集積場	
	紙おむつ、紙ごみ				
	プラスチック類(カセットテープ、ビデオテープ、CD、DVD、汚れた発泡スチロールなど)				
	革製品・ゴム製品				
	下着・靴下等の布類				
	木くず				
不燃ごみ	スチール缶・金属類(なべ・やかん、フライパン、包丁、釘など)	2回/週	1回/月		

	ガラスくず・陶磁器くず(コップ、皿、茶碗、薬品のびん)			
有害ごみ	乾電池	1回/週 ※1		
	水銀式温度計・体温計 ※2	白馬村 松川端粗大ごみリサイクル物集積場への直接搬入 (15回/年)	小谷村 旧小谷保育園北側駐車場等の粗大ごみ回収場に直接搬入 (8回/年)	
	蛍光灯・水銀灯			
粗大ごみ	バッテリー、タイヤ、ストーブ、掃除機、電気ポット、自転車、一輪車、椅子、座椅子、電気毛布、スキー・スノーボード、スキー靴・スノーボード靴、じゅうたん、カーペット、電気カーペット、ドラム缶、布団、こたつ、畳、小型農機具(耕運機、田植え機など)、除雪機、応接セット、木くず・生木、耐火金庫、廃プラスチック、農業用マルチなど			
家電5品目	義務外液晶のテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン			

※1 役場・松川端粗大ごみリサイクル物集積場への直接搬入可能。

※2 白馬村は役場への直接搬入のみ。

表 3-13 白馬村・小谷村 収集運搬状況 (その2)

ごみの種類	具体的な品目	収集頻度		収集場所・持込先	
		白馬村	小谷村	白馬村	小谷村
リサイクル物	アルミ缶	1回/週	1回/月	白馬村 松川端粗大ごみリサイクル物集積場への直接搬入(15回/年) ウイング21 (冬期間1回/月)	小谷村 千国崎村有倉庫に直接搬入 (2回/月)
	びん類(無色・茶色・その他)				
	紙パック(アルミコーティングされたものを除く)				
	雑誌(本)・雑かみ(パンフレット、コピー紙、封筒など)				
	段ボール				
	紙製容器包装				
	新聞(折込チラシを含む)				
	プラスチック製容器包装				
	白色トレイ				
	ペットボトル				
	衣類・布類(スーツ、ジャケット、ワイシャツ、セーター、毛布、敷布など)				

表 3-14 白馬山麓清掃センター指定袋の料金及びサイズ

種 別	指定袋のサイズ	販売価格
可燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	8 0 円／枚
不燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	8 0 円／枚

表 3-15 白馬村指定袋の料金及びサイズ

種 別	指定袋のサイズ	販売価格
可燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	6 0 円／枚
可燃ごみ（中）	3 0 リットル相当	4 5 円／枚
可燃ごみ（小）	2 0 リットル相当	3 5 円／枚
不燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	5 0 円／枚
不燃ごみ（中）	3 0 リットル相当	4 0 円／枚

表 3-16 小谷村指定袋の料金及びサイズ

種 別	指定袋のサイズ	販売価格
可燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	5 2 . 5 円／枚
可燃ごみ（中）	3 0 リットル相当	4 7 . 7 円／枚
可燃ごみ（小）	2 0 リットル相当	2 5 . 0 円／枚
不燃ごみ（大）	4 5 リットル相当	5 2 . 5 円／枚
不燃ごみ（中）	3 0 リットル相当	4 7 . 7 円／枚

表 3-17 収集運搬体制

	白馬村	小谷村
直営収集車（台）	0	調査中
委託収集車（台）	70	
許可収集車（台）	54	
直営運搬車（台）	0	
委託運搬車（台）	4	
許可運搬車（台）	2	
積載量（t）	406	

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

2. 事業系ごみの処理体制

事業系ごみ（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、許可業者による直接搬入、事業者自らの運搬（白馬山麓清掃センター指定ごみ袋を使用）による直接搬入により排出されます。

また、日常生活から排出される一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で処理が出来る事業系ごみにおいては、村指定ごみ袋によるごみ集積場への排出も認めています。

第3項 中間処理の現状

1. 中間処理の状況

白馬村・小谷村の行政収集・直接搬入（個人搬入、許可業者への委託）された可燃ごみと不燃ごみは、すべて白馬山麓清掃センターに搬入されます。可燃ごみは焼却処理し、不燃ごみは不燃物処理・破碎・選別をしています。

また、粗大ごみは民間事業者に委託し破碎等の処理を行い、処理後の焼却できる粗大ごみは、白馬山麓清掃センターで焼却処分しています。

白馬山麓清掃センター、松川端粗大ごみ・リサイクル物集積場、ごみ集積場等に排出されたりリサイクル物は、中間処理を行う民間事業者に委託しています。

2. 中間処理施設

白馬村・小谷村から発生する、可燃ごみ及び不燃ごみの中間処理は、白馬山麓事務組合が実施しています。同組合が設置している中間処理施設の概要は以下に示すとおりです。

なお、リサイクル物は、民間事業者に委託して中間処理しています。

表 3-18 中間処理施設の概要

名	称	白馬山麓清掃センター
所	在	長野県北安曇郡白馬村大字北城 9 3 0 5 番地 1
敷	地	面積
		4, 2 5 5 m ²
施	設	規模
		建築面積：1, 1 1 7 m ² / 延床面積：1, 5 9 0 m ²
建	設	年 度
		着工：昭和 58 年 7 月 竣工：昭和 60 年 3 月
設	計	・ 施 工
		三井造船株式会社
焼 却 処 理 施 設	処	理 能 力
		3 0 t / 日（3 0 t / 1 6 h × 1 炉）
	処	理 方 式
		准連続焼却式焼却炉（流動床炉）
	受	入 ・ 供 給 方 式
		ピット・アンド・クレーン
	燃	焼 方 式
焼 却 処 理 施 設		流動床（散気管方式）
	燃	焼 ガ ス 冷 却 方 式
		水噴射方式（二流体式）
	排	ガ ス 処 理 方 式
焼 却 処 理 施 設		ろ過式集じん器
	灰	出 方 式
		灰バンカ + 灰加湿機
焼 却 処 理 施 設	余	熱 利 用
		温水発生器
処	理	能 力
		5 t / 5 h

排ガス高度処理工事	処 理 方 式	ガラス破碎機、トロンメル、磁選機 非鉄金属選別機、プレス機
	破 碎 機 形 式	回転ハンマー打撃式
	施 工 年 度	着工：平成 11 年 5 月 竣工：平成 12 年 9 月
	施 工 内 容	出口温度制御によるごみ定量供給、緩慢燃焼導入、減温 塔増設、バグフィルター及び薬剤噴霧装置新設、煙突形 状変更、電気設備増設、CO、O ₂ 計・Hcl 計変更、中央監視 盤増設、データ処理装置増設、補助建屋増設
	設 計 ・ 施 工	三井造船株式会社

第 4 項 最終処分の現状

白馬山麓清掃センターで発生する、焼却残さ・カレットは、民間の最終処分場において最終処分（埋立て処理）しています。

白馬村・小谷村で収受する粗大ごみの最終処分（埋立て処理）も、同じ民間の最終処分場で行っています。その最終処分場の概要を以下に示します。

表 3-19 最終処分場の概要

設 置 者 名	飯山陸送株式会社	
名 称	飯山陸送株式会社 ハサマ処分場	
所 在	長野県中野市大字豊津 5 0 2 4 番地 2 他	
埋 立 対 象 物	組 合：焼却残さ、カレット 白馬村：粗大ごみのうち、ガラス・陶磁器くず等 小谷村：粗大ごみのうち、ガラス・陶磁器くず等	
形 式	管理型（焼却灰、カレット） 安定型（ガラス・陶磁器くず）	
埋 立 開 始 年	管理型	平成 8 年
	安定型	平成 1 5 年
埋 立 地 面 積	3 9, 0 6 4 m ²	
埋 立 地 容 量	6 8 0, 2 3 0 m ³	
埋 立 地 残 容 量	約 1 0 4, 9 0 0 m ³	

数値等は平成 2 9 年 1 2 月末現在

資料：飯山陸送株式会社

第 5 項 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費の状況を以下に示します。白馬村

白馬村における処理経費は、平成 28 年度には 2 億円となり、1 人当たりの処理経費は 22, 573 円、1t 当たりの処理経費は 47, 659 円となっています。

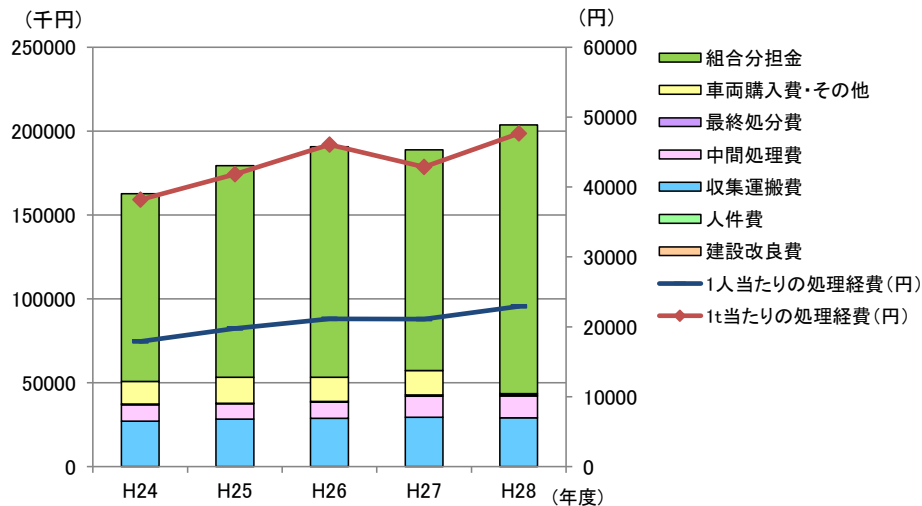


図 3-13 ごみ処理経費 (白馬村)

表 3-20 ごみ処理経費 (白馬村)

				H24	H25	H26	H27	H28
建設改良費	工事費	収集運搬施設		0	0	0	0	0
		中間処理施設		0	0	0	0	0
		最終処分場		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職		0	0	0	0	0
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費		0	0	0	0	0
		中間処理費		0	0	0	0	0
		最終処分費		0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費		27,017	28,248	28,718	29,394	29,082
		中間処理費		9,839	9,162	9,687	12,609	12,972
		最終処分費		427	408	386	698	726
		その他		655	672	667	708	685
	小計		37,938	38,490	39,458	43,409	43,465	
その他			12,867	14,739	13,811	13,789		
分担金組合	建設改良費組合分担金			0	0	0	43,143	
	処理及び維持管理費組合分担金		111,961	126,124	137,409	131,666	117,180	
	小計		111,961	126,124	137,409	131,666	160,323	
合計			162,766	179,353	190,678	188,864	203,788	
人口(人)			9,098	9,073	9,014	8,954	9,028	
1人当たりの処理経費(円/人)			17,890	19,768	21,154	21,093	22,573	
総排出量(t/年)			4,304	4,331	4,170	4,436	4,276	
1t当たりの処理経費(円/t)			37,817	41,411	45,726	42,575	47,659	

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

小谷村

小谷村における処理経費は、平成 28 年度には 8 千万円となり、1 人当たりの処理経費は 26,566 円、1t 当たりの処理経費は 78,713 円となっています。

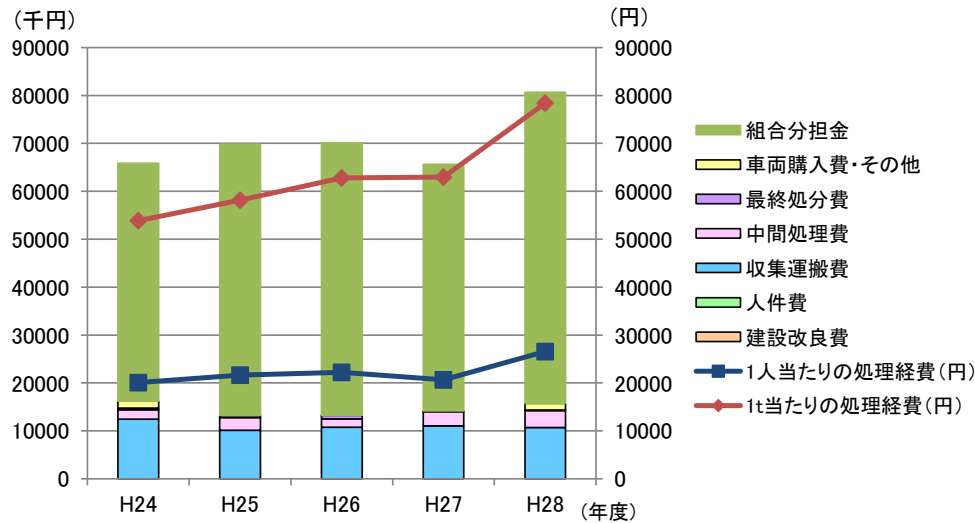


図 3-14 ごみ処理経費 (小谷村)

表 3-21 ごみ処理経費 (小谷村)

				H24	H25	H26	H27	H28
建設改良費	工事費	収集運搬施設		0	0	0	0	0
		中間処理施設		0	0	0	0	0
		最終処分場		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職		0	0	0	0	0
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費		0	0	0	0	0
		中間処理費		0	0	0	0	0
		最終処分費		0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費		12,414	10,140	10,770	11,038	10,670
		中間処理費		1,995	2,625	1,719	2,986	3,579
		最終処分費		340	91	747	123	109
		その他		360	360	36	0	1,383
	小計		15,109	13,216	13,272	14,147	15,741	
その他			1,113	0	0	0		
分担組合	建設改良費組合分担金						0	19,751
	処理及び維持管理費組合分担金			49,634	56,558	56,834	51,450	45,189
	小計			49,634	56,558	56,834	51,450	64,940
合計			65,856	69,774	70,106	65,597	80,681	
人口(人)			3,284	3,223	3,159	3,179	3,037	
1人当たりの処理経費(円/人)			20,054	21,649	22,192	20,634	26,566	
総排出量(t/年)			1,223	1,200	1,117	1,042	1,025	
1t当たりの処理経費(円/t)			53,848	58,145	62,763	62,953	78,713	

出典：一般廃棄物処理実態調査、北アルプス広域連合資料

第2節 ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、人口規模や産業構造が類似している市町村と白馬村・小谷村を各項目でそれぞれ比較した結果を示します。

白馬村

白馬村は、最終処分減量に要する費用は平均より少なく、他の項目は、類似市町村の平均より多くなっています。

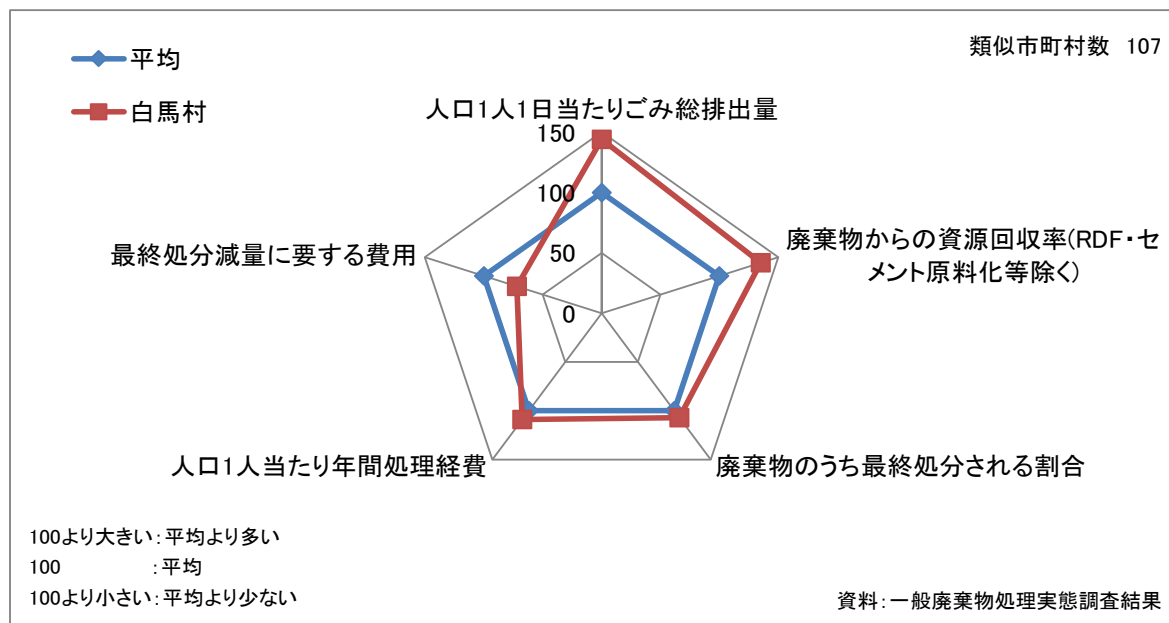


図 3-15 類似市町村と白馬村との比較結果

小谷村

小谷村は、人口1人当たりの総排出量、資源回収率は類似の市町村の平均より多くなっています。しかし、他の項目は類似の市町村と比べ、平均より低くなっています。

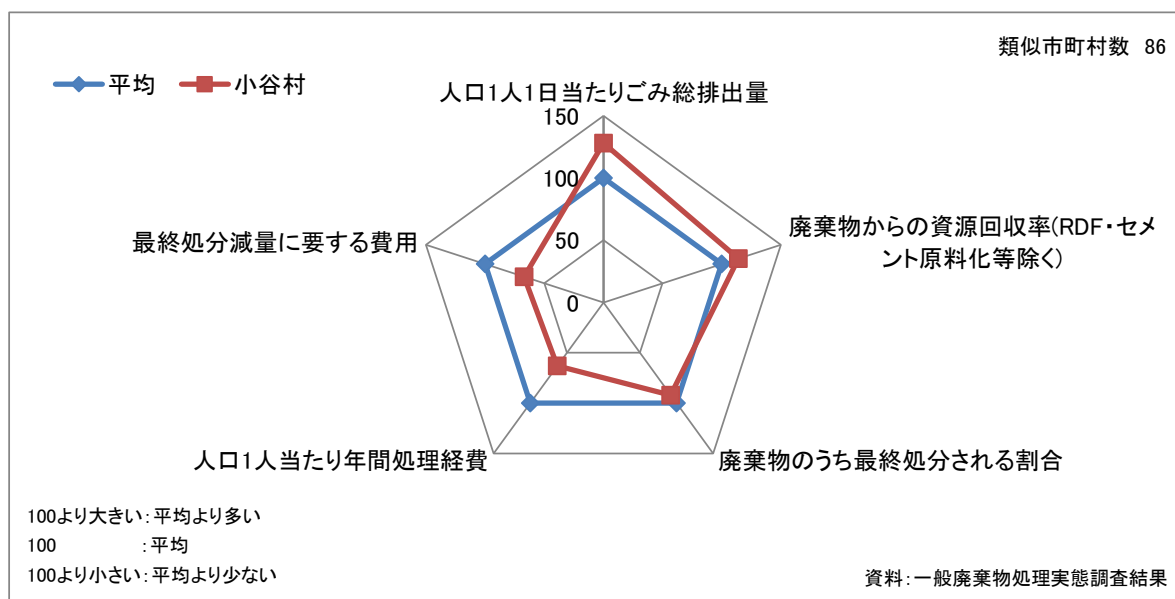


図 3-16 類似市町村と小谷村との比較結果

表 3-22 類似団体との比較結果（指数）

		人口 1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
白馬村実績		144	135	107	109	72
小谷村実績		128	114	92	63	67
長野県	最大	261	267	394	1965	461
	最小	44	42	16	40	26
	平均	100	100	100	100	100

出典：一般廃棄物処理実態調査

第3節 ごみ処理の課題

1. ごみ処理の広域化

広域連合、構成市村と連携し、今後一層ごみの分別・減量の推進が必要です。

2. 発生抑制に関する課題

(1) 「紙類」、「プラスチック類」、「厨芥類」ごみの対策

「紙類」、「プラスチック類」、「厨芥類」が、平成24年度から28年度まで焼却ごみの大半を占めています。このうち、「紙類」、「プラスチック類」については、容器包装リサイクル法に基づき分別することにより、リサイクルが可能なごみもあることから、さらなる分別意識の向上と取組みにより、減量できるものと考えられます。また、「厨芥類（生ごみ）」については、自家処理による堆肥化の推進、学校等の給食生ごみの堆肥化（一次処理）により減量のための努力が行われています。今後も、ごみの分別、各家庭における生ごみの焼却以外による処理のためのPR活動、補助制度の充実など行政と住民等が協働し取り組む必要があります。

(2) 事業系（直接搬入）ごみの対策

宿泊施設が数多く存在し、中には大規模な宿泊施設も見られます。また、近年は宿泊客の減少が続くため、経費節減として従業員の削減を行なっている宿泊施設も少なくありません。そのため、ごみを分別できずに焼却ごみとして一括して排出する事業者が見られます。宿泊客の協力を得ながら、ごみの分別への取組みが急務です。

北アルプスをはじめとする自然を産業資源としている白馬村・小谷村にとって、その保全は自分たちの「いのち」にもつながる問題であると認識し、削減に向けての努力が必要です。また、行政としても具体的な方策の提示が重要です。

(3) イベント時のごみ対策

景気の低迷から、以前と比べてイベント等の開催は少なくなっています。大量に無分別のごみが排出されることが多いイベントでも、コピー用紙の裏面使用や、ごみの分別への取組みを行なうケースも少しずつではあるが行われてきています。イベント主催者のごみ排出に対する意識向上が重要です。

(4) 不法投棄・野焼きの対策

1) 不法投棄

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行により、リサイクル義務が生じた家電品は、リサイクル料金等を支払い適正処分する必要があります。その費用を支払いたくないがために山林等に不法投棄するケースが後を絶ちません。また、ごみ集積場への収集対象物以外を排出する者も後を絶ちません。これらを防止するため、不法投棄防止看板の設置等も行なわれてはいるが効果は表れていません。不法投棄に対しては、毅然とした対処が必要であることから、今後も警察等関係機関と連携し不法投棄が行えない環境づくりを構築していきます。

2) 野焼き（野外焼却）

農作業における畔草の焼却、伝統行事、キャンプファイアーなど、特定の行為以外の野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。この行為についても、不法投棄と同様に関係機関と連携し撲滅に努めます。

(5) 外国人・行政区未加入者の対応

	情報伝達が難しい外国人や行政区未加入者に対して、ごみの減量化・再資源化・ごみ出しルールの徹底を図るため、広報啓発活動等を推進する必要があります。 (6) 環境教育の実践 長期的な排出抑制対策として重要な住民への講習会や、小中学生を対象としたごみ処理の仕組み、分別の仕方、施設見学会等の環境学習を行い、子どもを通じて各家庭への啓発が求められます。
3. 資源化に関する課題	
	資源化率は 20%前後を推移しています。循環型社会を形成するためにも、住民、事業者と一体となって分別の徹底に取り組む必要があります。
4. 収集運搬に関する課題	
	リサイクル物を含むごみ集積場のごみの収集運搬については、委託方式により実施しています。ごみ集積場の無い地区もあり、ごみ処理の広域化を視野に、ごみ集積場設置を促進するため、設置補助金の補助率と限度額を段階的に引上げてきました。分別が進み、可燃ごみの排出量が減少傾向にあり、リサイクル物が増加傾向にあるため、収集・回収について再検討する必要があります。また、リサイクル物集積所に関しては利用者の増加に伴い、開放日・時間等を拡大するなどし、利用者の利便性向上に努める必要があります。
5. 中間処理に関する課題	
	平成 30 年 8 月度から広域連合によるごみの広域処理開始が予定され、現状 2 施設（大町市環境プラント、白馬山麓清掃センター）を北アルプスエコパークに集約します。今後は排出抑制など新施設稼働後に発生した課題に対して、対応が必要です。
6. 粗大ごみの処理	
	粗大ごみの処理については、収集・運搬・中間処理、最終処分とも民間委託で行なっています。広域ごみ処理施設基本計画では、粗大ごみのうち焼却できる粗大ごみの破碎処理と焼却は北アルプスエコパークの処理とされているが、他の粗大ごみについては、各市村の対応となっています。
7. 最終処分に関する課題	
	最終処分は、一部民間委託で行なわれています。広域ごみ処理施設基本計画に基づく 3 市村の協議では、広域化後の焼却残さ、ガラス・陶磁器くずなどは、大町市グリーンパークでの処分が予定されています。しかし、大町市グリーンパークは使用期限が平成 38 年度と定められている状況なので、最終処分の方法については、引き続き検討を進める必要があります。
8. 災害廃棄物に関する課題	
	災害時の対応について、平時から検討を進める必要があります。特に、災害時に大量に発生する災害廃棄物の仮置き場所についてあらかじめ定めておく必要があります。また、災害廃棄物処理計画の策定も必要です。

第4節 基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、一般廃棄物処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制（4 R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）

適正処理の前段部分であるリフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、中間処理量や最終処分量の削減を図ります。

基本方針Ⅱ：環境負荷の低減

ごみ処理広域化による施設の集約化、連続稼働により、ダイオキシン類等の有害物質の排出量を極力削減します。また、周辺の豊かな自然へ与える影響を提言することにより、環境保全に努めます。

基本方針Ⅲ：効率的な収集運搬

ごみ処理広域化のメリットを活かし、効率的な収集運搬が出来るシステムを検討します。

基本方針Ⅳ：中間処理の広域化による負荷の軽減

処理施設の集約化に伴い、処理施設の連続稼働により、ごみ処理経費の削減や環境負荷の削減に努めます。

基本方針Ⅴ：ごみの減量化による最終処分場の延命化

発生抑制と排出抑制、リサイクル率の向上により最終処分量の削減に努め、最終処分場の延命化を図ります。

基本方針Ⅵ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、住民・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、三者が協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

第5節 ごみ処理基本計画の策定

第1項 ごみ発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

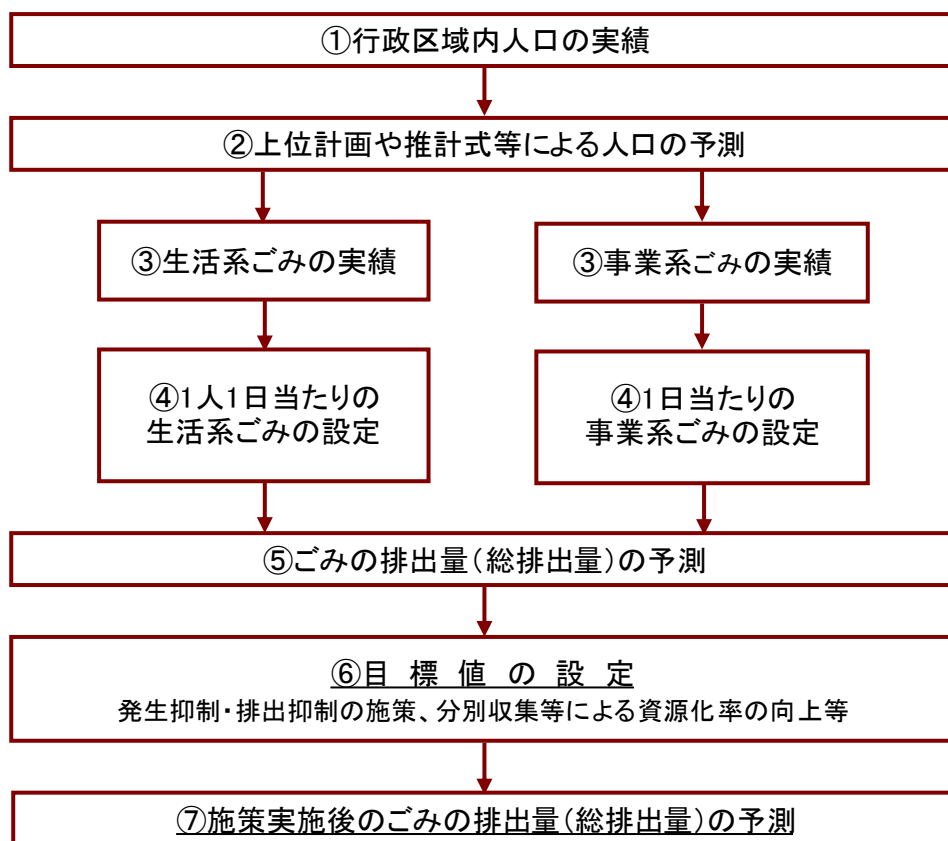
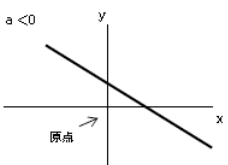
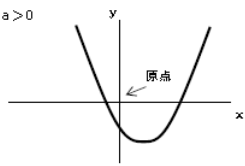
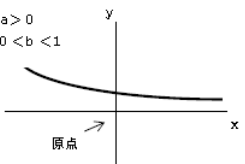
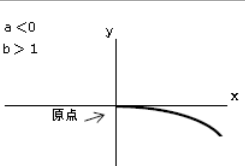
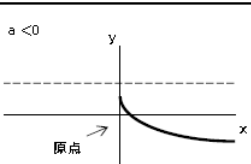
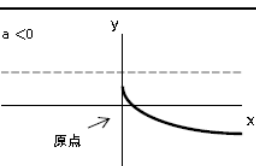
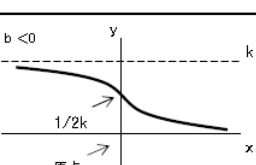


図 3-17 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 生活系ごみ量、事業系ごみ量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの生活系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量を予測式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの生活系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないで再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を算出します。

④で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 3-23 将来予測に用いる推計式

推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$		最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$		放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a^x \cdot b$		年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$		年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$		年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$		年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{-bx})$		最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1. 行政区域内人口の予測

1) 定住人口の予測

白馬村

人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「白馬村総合戦略・人口ビジョン」（平成27年12月）を策定していることを踏まえ、この「白馬村人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来人口とします。将来人口は、平成35年度に8,897人、平成44年度に8,558人と見込まれます。

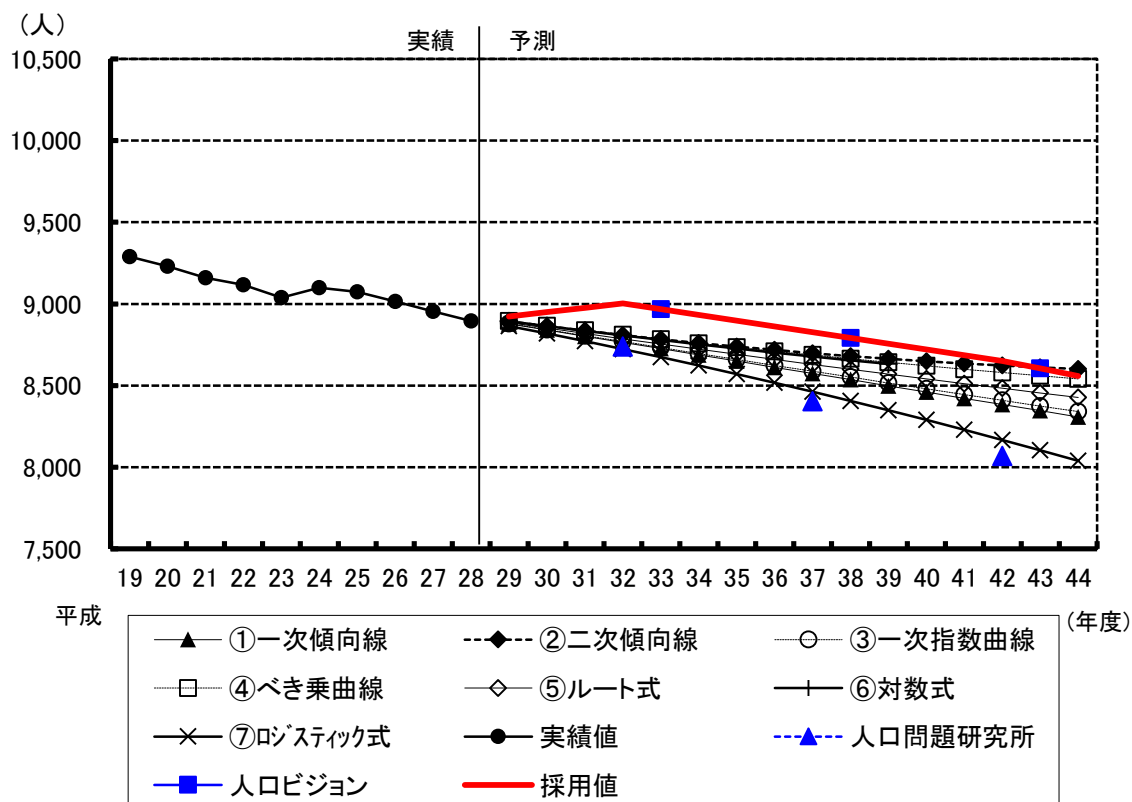


図 3-18 白馬村の人口の予測

表 3-24 白馬村の人口の予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
白馬村	9,098	8,896	8,897	8,558

小谷村

小谷村の人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、人口の現状と将来の展望を提示する「小谷村人口ビジョン・総合戦略」（平成28年2月）を策定していることを踏まえ、この「小谷村人口ビジョン・総合戦略」における「目標人口」を将来人口とします。

平成27年度の小谷村の実績割合より、将来人口は、平成35年度に2,773人、平成44年度に2,488人と見込まれます。

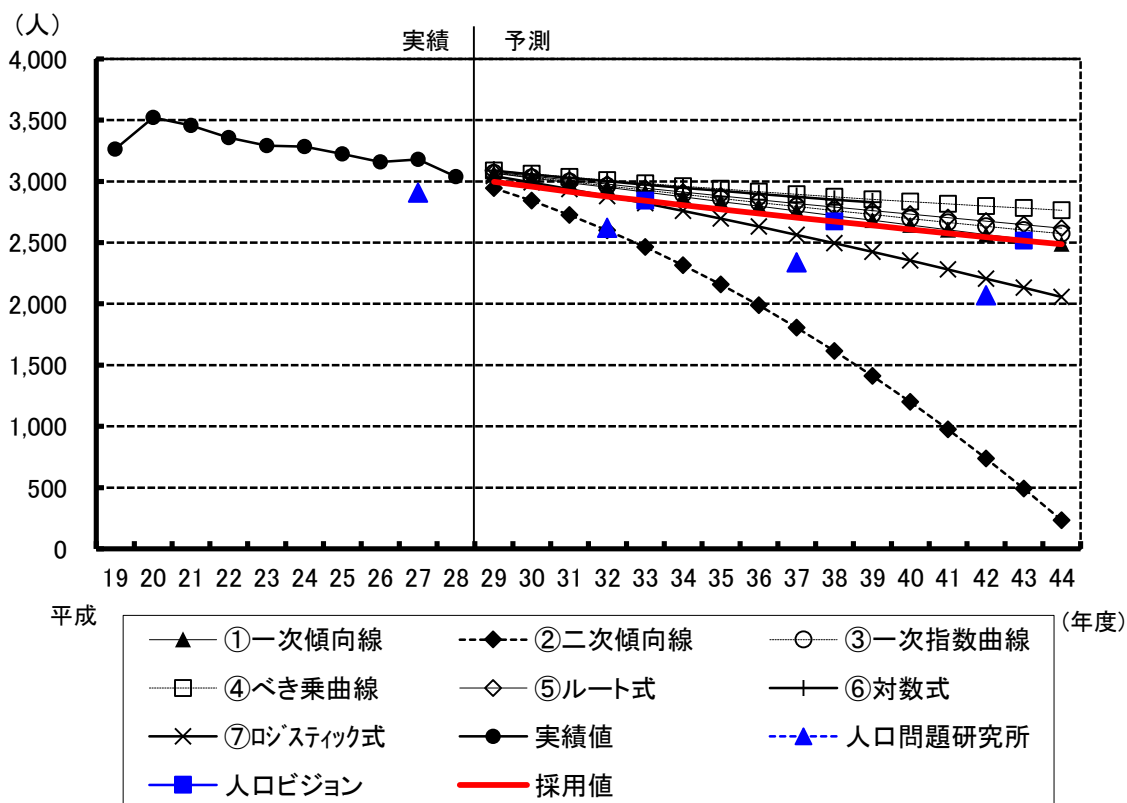


表 3-25 小谷村の人口の予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
小谷村	3,284	3,037	2,773	2,488

2. ごみ排出量の予測

白馬村

1) 生活系可燃物

生活系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は、相対的には減少傾向ですが、平成26年度に増加しています。そのため、相関係数は二次傾向線式が最も高いが、本計画では一番緩やかな減少傾向を示すべき乗曲線式を現状の傾向が推移した場合とします。

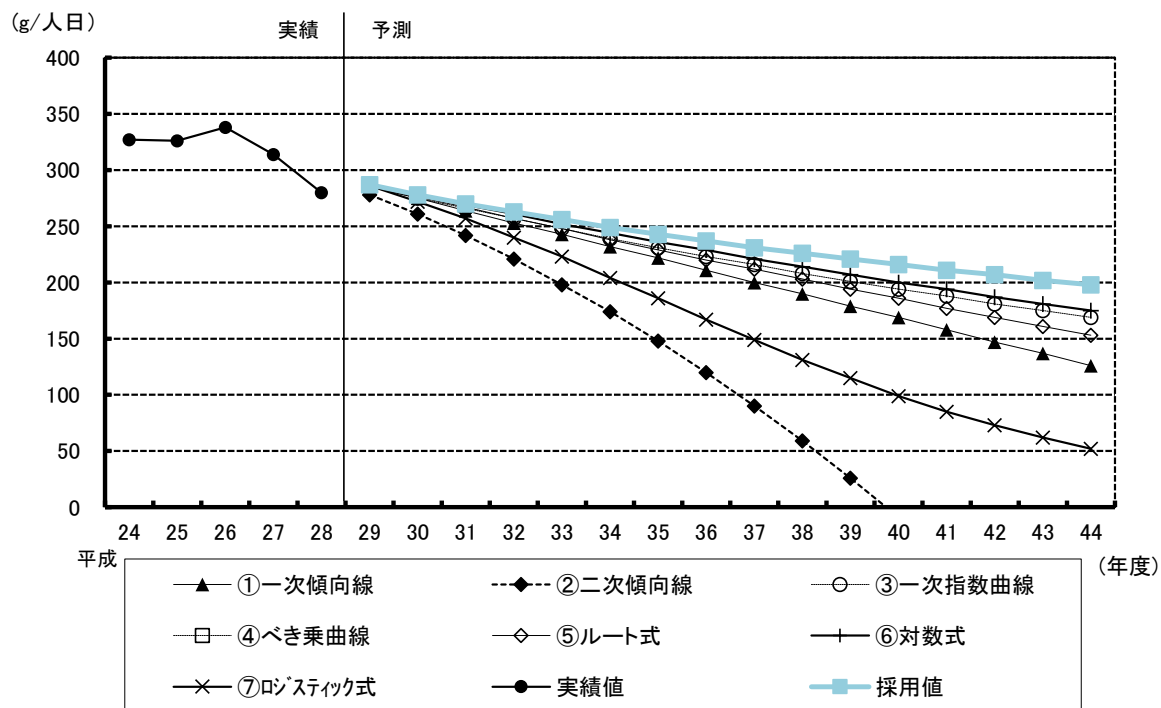


図 3-20 生活系可燃ごみの予測

表 3-26 生活系可燃ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
白馬村	327	280	243	198

2) 生活系不燃物・粗大ごみ

生活系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は相対的に見た場合は増加傾向を示しています。相関係数は二次傾向線式が最も高いが、本計画では一番緩やかな増加傾向を示すロジスティック式を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

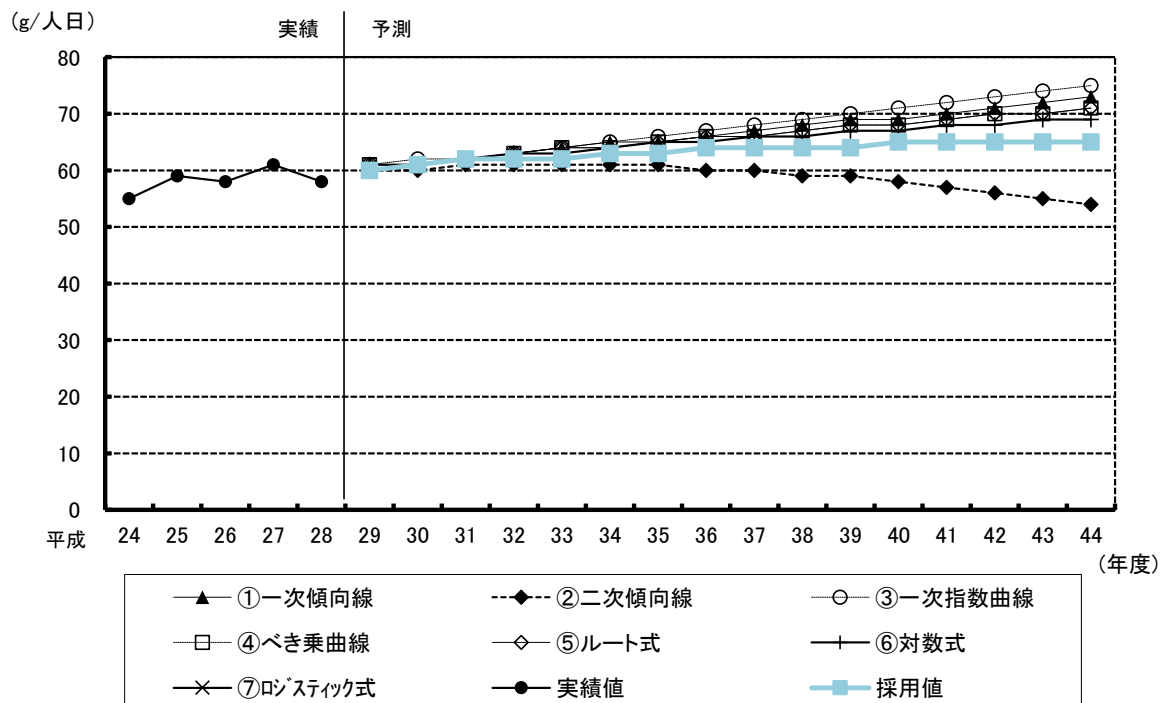


図 3-21 生活系不燃・粗大ごみの予測

表 3-27 生活系不燃・粗大ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
白馬村	55	58	63	65

3) 生活系資源物

資源物の1人1日当たりの排出量は減少傾向にあります。相関係数が高く、数値が最も近いべき乗曲線を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

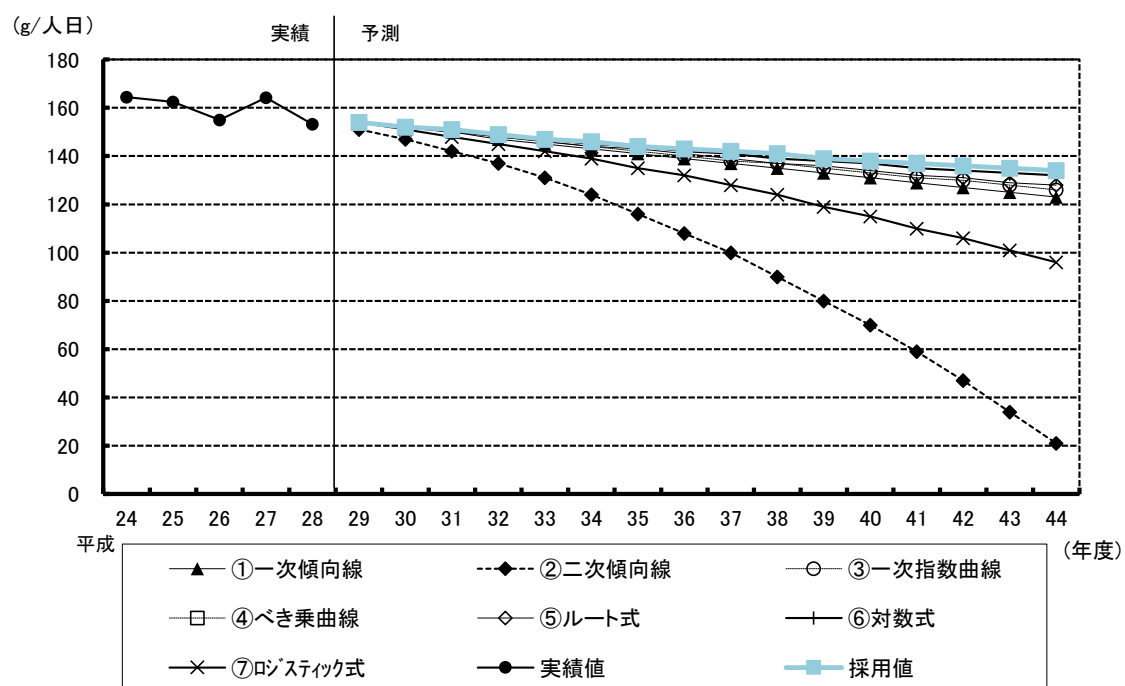


図 3-22 資源物の予測

表 3-28 資源物の予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
白馬村	164	156	150	142

4) 事業系ごみ

事業系ごみは、相対的にみると増加傾向です。相関係数が高いのは一次指数曲線式ですが、人口減等を考慮し一番増加量が低いロジスティック式を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

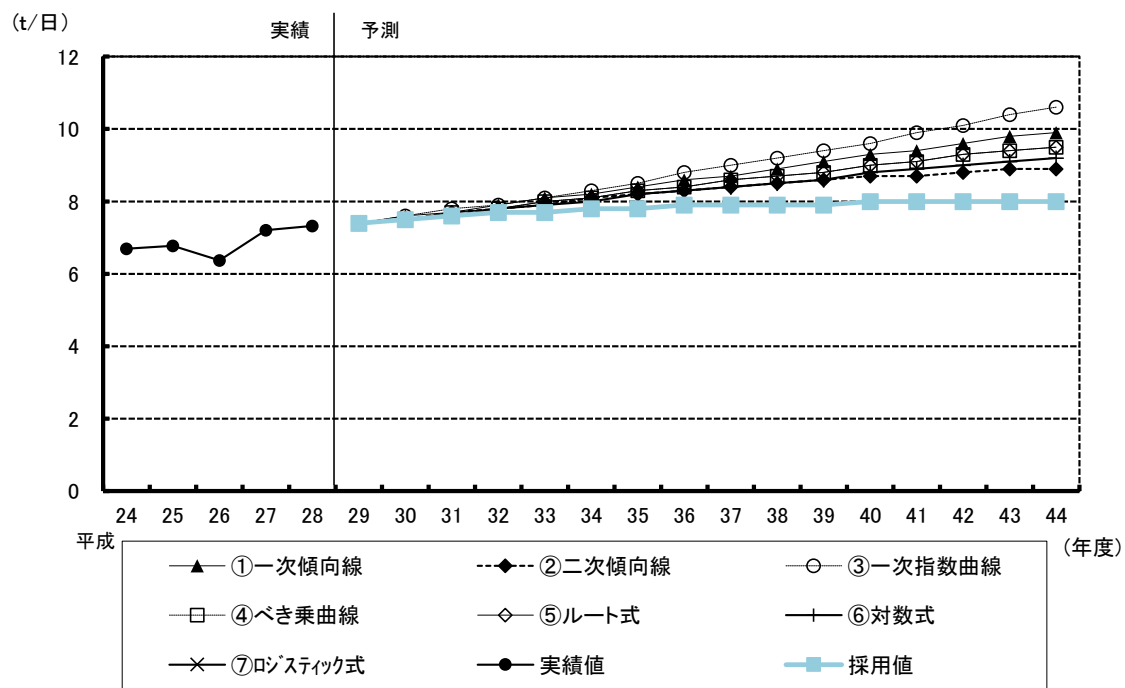


図 3-23 事業系ごみの予測

表 3-29 事業系ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
白馬村	6.7	7.3	7.8	8.0

小谷村

1) 生活系可燃物

生活系可燃ごみの1人1日当たりの排出量は平成24年度、平成25年度までと平成26年度から平成28年度では極端に数値が変化しているので、平成26年度から平成28年度の傾向を鑑み、相関係数は二次傾向線式が一番高いが、本計画では減少傾向が一番緩やかな一次指数曲線を現状の傾向が推移した場合とします。

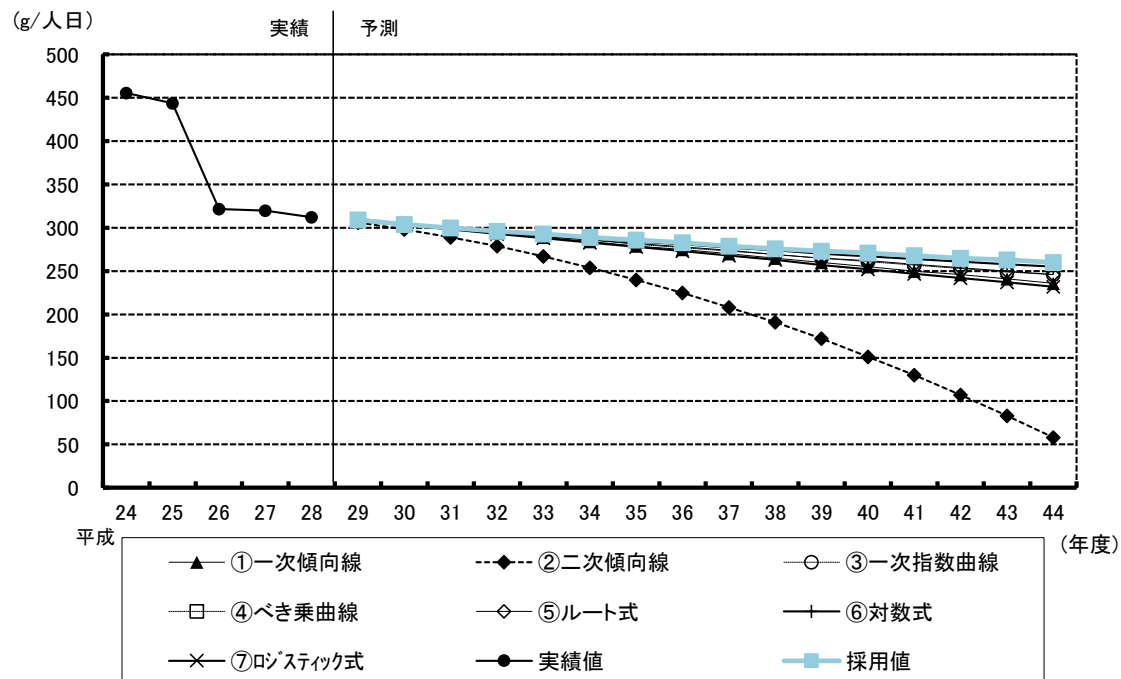


図 3-24 生活系可燃ごみの予測

表 3-30 生活系可燃ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
小谷村	456	312	286	260

2) 生活系不燃ごみ・粗大ごみ

生活系不燃ごみ・粗大ごみの1人1日当たりの排出量は減少傾向を示しており、減少率が最も低く、相関係数が一番高いべき乗曲線を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

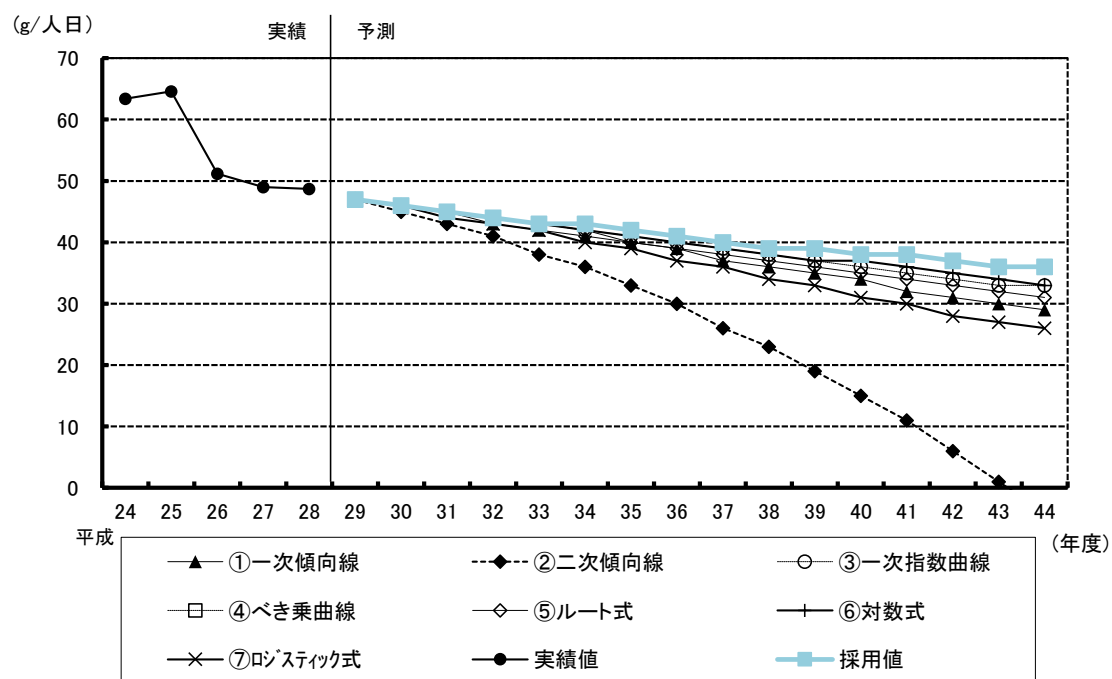


図 3-25 生活系不燃・粗大ごみの予測

表 3-31 生活系不燃・粗大ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
小谷村	63	49	43	38

3) 生活系資源物

資源物の1人1日当たりの排出量は、過去5年間は増減があるものの増加傾向となっています。平成27年度から平成28年度にかけて増加しています。相関係数が最も高いロジスティック式を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

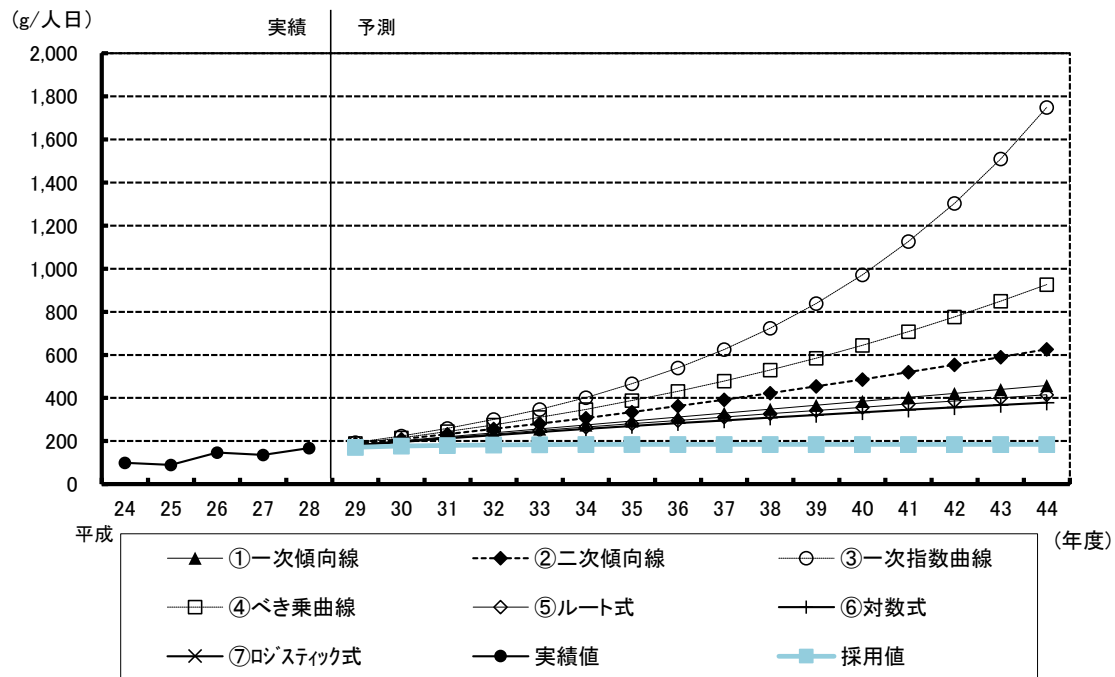


図 3-26 資源物の予測

表 3-32 資源物の予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
小谷村	99	169	185	186

4) 事業系ごみ

事業系ごみは平成26年度まで増加傾向で、平成27年度から平成28年度増加傾向になっております。5年間で相対的にみると減少傾向なので、一番減少傾向の低いべき乗曲線式を本計画では現状の傾向が推移した場合とします。

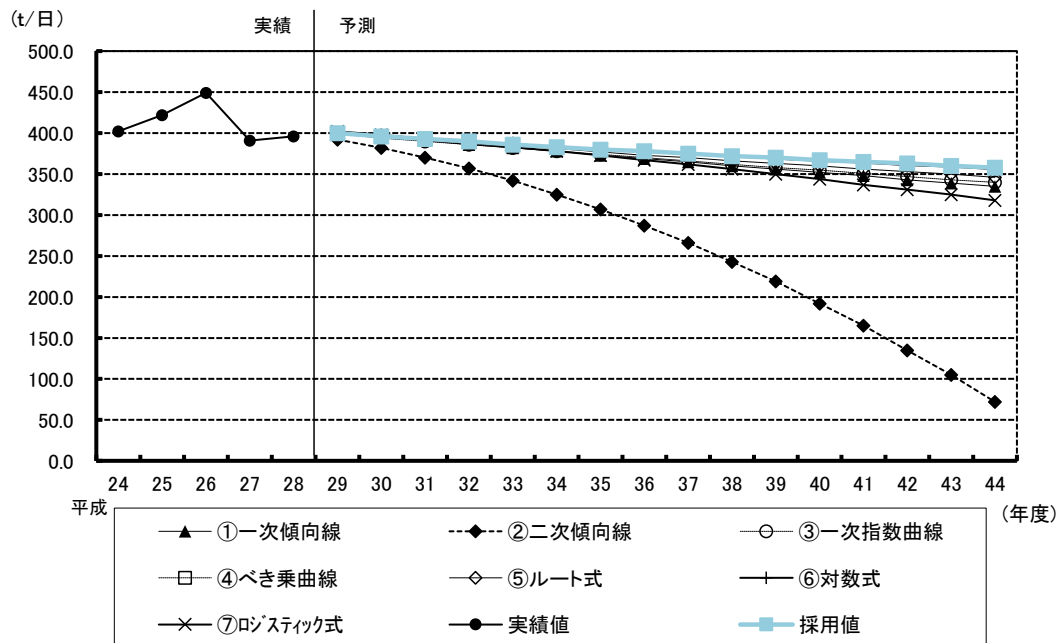


図 3-27 事業系ごみの予測

表 3-33 事業系ごみの予測

	H24	H28	H35	H44
	実績		見込み	
小谷村	1.3	1.2	1.1	0.9

3. ごみ排出量の予測

白馬村は可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の排出量が、概ね横ばい傾向の予測で、小谷村は可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の排出量が、減少傾向にあります。また、粗大ごみの排出量は白馬村・小谷村とも増加する見通しです。

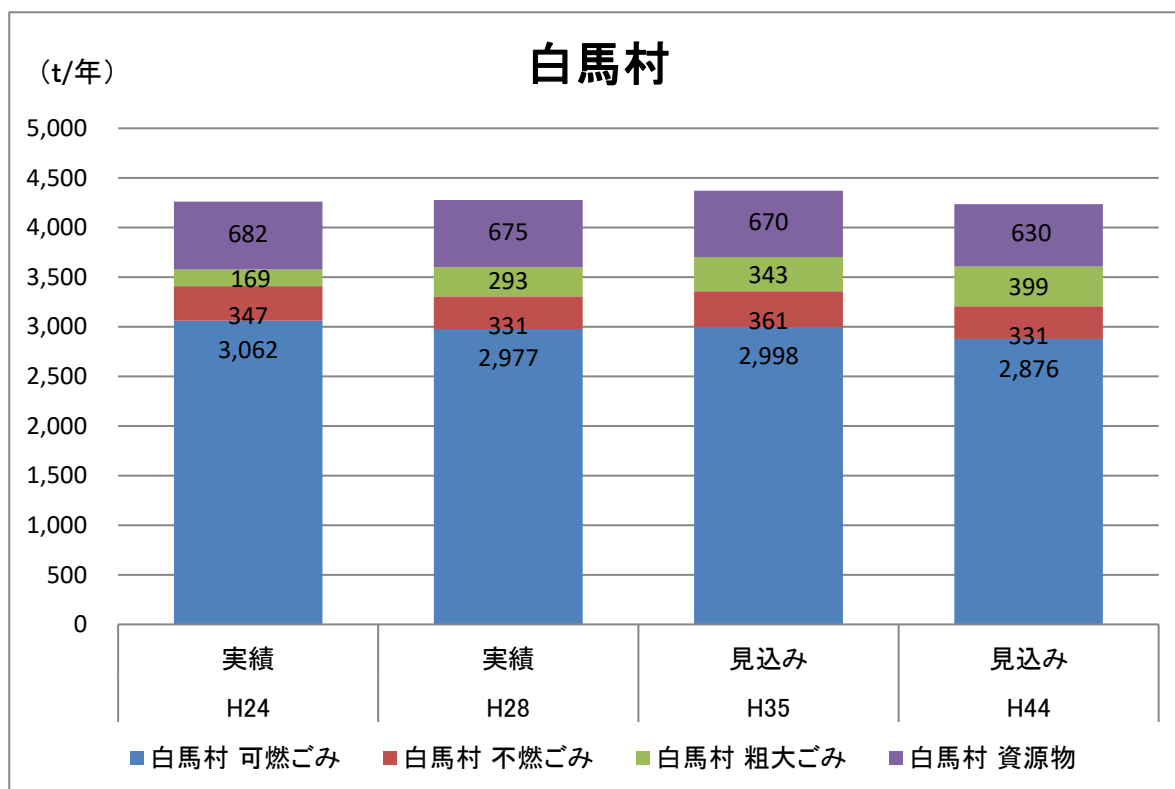


図 3-28 ごみ排出量の見通し

表 3-34 ごみ排出量の見通し

		H24	H28	H35	H44
		実績	実績	見込み	見込み
白馬村	可燃ごみ	3,062	2,977	2,998	2,876
	不燃ごみ	347	331	361	331
	粗大ごみ	169	293	343	399
	資源物	682	675	670	630
	合計	4,260	4,276	4,372	4,236

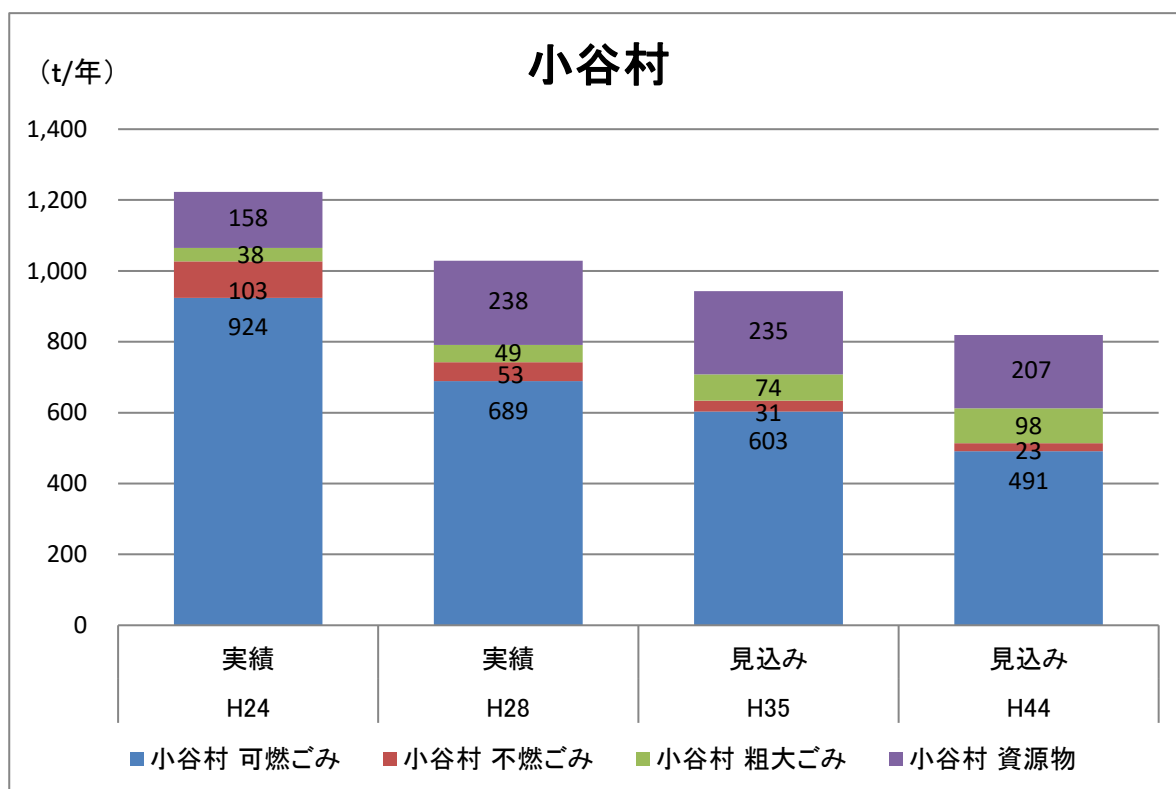


図 3-29 ごみ排出量の見通し

表 3-35 ごみ排出量の見通し

		H24	H28	H35	H44
		実績	実績	見込み	見込み
小谷村	可燃ごみ	924	689	603	491
	不燃ごみ	103	53	31	23
	粗大ごみ	38	49	74	98
	資源物	158	238	235	207
	合計	1,223	1,029	943	819

表 3-36 ごみ排出量の見通し（その1）

（単位：t/年）

区分\年度		H24	H28	H35	H44
		実績		見込み	
人口	大町市	30,021	28,517	25,229	22,946
	白馬村	9,098	8,896	8,897	8,558
	小谷村	3,284	3,037	2,773	2,488
	広域連合	42,403	40,450	36,899	33,992
搬入総合計	大町市	9,697	9,180	8,267	7,546
	生活系	7,300	6,579	5,485	4,699
	事業系	2,397	2,601	2,782	2,847
	白馬村	4,260	4,276	4,372	4,236
	生活系	1,817	1,602	1,517	1,316
	事業系	2,443	2,674	2,855	2,920
	小谷村	1,223	1,029	943	819
	生活系	741	587	540	490
	事業系	482	442	403	329
	広域連合	15,180	14,485	13,582	12,601
可燃ごみ	大町市	7,473	7,167	6,630	6,173
	生活系	5,113	4,741	4,035	3,518
	事業系	2,360	2,426	2,595	2,655
	白馬村	3,062	2,977	2,998	2,876
	生活系	1,087	910	791	619
	事業系	1,975	2,067	2,207	2,257
	小谷村	924	689	603	491
	生活系	546	346	290	236
	事業系	378	343	313	255
	広域連合	11,459	10,833	10,231	9,540
不燃ごみ	大町市	309	292	268	251
	生活系	309	292	268	251
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	344	324	328	305
	生活系	116	96	85	56
	事業系	228	228	243	249
	小谷村	103	53	32	23
	生活系	62	25	6	2
	事業系	41	28	26	21
	広域連合	756	669	628	579
粗大ごみ	大町市	99	114	194	235
	生活系	99	114	194	235
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	169	293	343	399
	生活系	68	88	124	175
	事業系	101	205	219	224
	小谷村	38	49	74	98
	生活系	14	29	56	83
	事業系	24	20	18	15
	広域連合	306	456	611	732
資源物	大町市	1,816	1,607	1,175	887
	白馬村	682	675	670	630
	小谷村	158	238	235	207
	広域連合	2,656	2,520	2,080	1,724

表 3-37 ごみ排出量の見通し（その 2）

区分\年度		H24	H28	H35	H44
		実績		見込み	
1人1日当たり (g/人一日) 排出量	大町市	885	882	895	901
	白馬村	1,296	1,329	1,343	1,356
	小谷村	1,020	928	929	902
	広域連合	981	981	1,006	1,016
1人1日当たり (g/人一日) 生活系可燃ごみ	大町市	467	455	437	420
	白馬村	327	280	243	198
	小谷村	456	312	286	260
	広域連合	441	409	379	352
1人1日当たり (g/人一日) 生活系不燃・粗大ごみ	大町市	37	39	41	42
	白馬村	55	58	63	65
	小谷村	63	49	43	38
	広域連合	44	50	92	106
1人1日当たり (g/人一日) 資源物	大町市	162	138	107	83
	白馬村	164	156	150	142
	小谷村	99	169	185	186
	広域連合	158	144	123	105
1日当たり (t/日) 事業系ごみ	大町市	6.6	7.1	7.6	7.8
	白馬村	6.7	7.3	7.8	8.0
	小谷村	1.3	1.2	1.1	0.9
	広域連合	14.6	15.7	16.5	16.7

4. 目標値の設定

1) 新たな施策を講じた場合の予測値

新たな発生抑制や資源化の推進を行い、目標を設定し広域連合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標達成（目標年度平成 44 年度）を目指すこととします。

◎基本目標（平成 28 年度ベース）

生活系ごみ・・・1 人 1 日当たりの排出量（資源物以外）を

白馬村 1 1 3 g 小谷村 1 0 1 g 削減します。

事業系ごみ・・・1 日当たり排出量を

白馬村は 5 %削減します。 小谷村は現状維持を目指します。

（参考値）

白馬村

●1 人 1 日当たりのごみ排出量

1, 329 g/人・日（平成 28 年度） ⇒ 1, 195 g/人・日（平成 44 年度）

●1 人 1 日当たりの生活系ごみ

338 g/人・日（平成 28 年度） ⇒ 225 g/人・日（平成 44 年度）

●1 日当たりの事業系ごみ

7. 3 t/日（平成 28 年度） ⇒ 7. 0 t/日（平成 44 年度）

小谷村

●1 人 1 日当たりのごみ排出量

928 g/人・日（平成 28 年度） ⇒ 969 g/人・日（平成 44 年度）
(928 g)

●1 人 1 日当たりの生活系ごみ

361 g/人・日（平成 28 年度） ⇒ 260 g/人・日（平成 44 年度）

●1 日当たりの事業系ごみ

1. 2 t/日（平成 28 年度） ⇒ 1. 2 t/日（平成 44 年度）

2) 発生抑制・資源化目標の設定

生活系可燃ごみには、食べ残し等の生ごみ、紙類やレジ袋等のプラスチック、さらに重量の3割以上を占める生ごみに含まれる水分があります。そこで、まず必要なものを必要な量だけ購入する、不要なものは人に譲るなど発生抑制を進めます。次に、生ごみは食べ残し等の削減と水切りを強化し、プラスチック類はレジ袋等の削減のほか、紙類とともに資源物として分別を徹底します。

このような取り組みにより、目標を達成することができます。

3) 生活系ごみ、事業系ごみの排出抑制目標

以上の目標値をふまえ、生活系ごみ及び事業系ごみの排出抑制の目標を次のとおりとします。

表 3-38 生活系ごみ排出抑制目標

市町村	(単位:g/人日)		
	実績 (平成28年度)	中間目標 (平成35年度)	計画目標 (平成44年度)
大町市	494	440 11%	424 14%
白馬村	338	268 21%	225 33%
小谷村	361	291 19%	260 28%
広域連合	485	391 19%	387 20%

表 3-39 事業系ごみ排出抑制目標

市町村	(単位:t/日)		
	実績 (平成28年度)	中間目標 (平成35年度)	計画目標 (平成44年度)
大町市	7.1	6.8 5%	6.8 5%
白馬村	7.3	7.0 5%	7.0 5%
小谷村	1.2	1.2 5%	1.2 5%
広域連合	15.7	14.9 5%	14.9 5%

※生活系ごみ＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源物」－直接搬入ごみの内資源利用されるもの

表 3-40 目標を達成した場合の排出量（その 1）

（単位：t/年）

区分\年度		H24	H28	H35	H44
		実績		見込み	
人口	大町市	30,021	28,517	25,229	22,946
	白馬村	9,098	8,896	8,897	8,558
	小谷村	3,284	3,037	2,773	2,488
	広域連合	42,403	40,450	36,899	33,992
搬入総合計	大町市	9,697	9,180	7,658	6,893
	生活系	7,300	6,579	5,180	4,422
	事業系	2,397	2,601	2,478	2,471
	白馬村	4,260	4,276	3,932	3,733
	生活系	1,817	1,602	1,385	1,193
	事業系	2,443	2,674	2,547	2,540
	小谷村	1,223	1,029	929	880
	生活系	741	587	507	460
	事業系	482	442	422	420
	広域連合	15,180	14,485	12,519	11,506
可燃ごみ	大町市	7,473	7,167	5,995	5,504
	生活系	5,113	4,741	3,684	3,199
	事業系	2,360	2,426	2,311	2,305
	白馬村	3,062	2,977	2,637	2,463
	生活系	1,087	910	668	500
	事業系	1,975	2,067	1,969	1,963
	小谷村	924	689	579	528
	生活系	546	346	252	202
	事業系	378	343	327	326
	広域連合	11,459	10,833	9,211	8,495
不燃ごみ	大町市	309	292	268	251
	生活系	309	292	268	251
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	344	324	302	273
	生活系	116	96	85	56
	事業系	228	228	217	217
	小谷村	103	53	33	29
	生活系	62	25	6	2
	事業系	41	28	27	27
	広域連合	756	669	603	553
粗大ごみ	大町市	99	114	194	235
	生活系	99	114	194	235
	事業系	0	0	0	0
	白馬村	169	293	319	370
	生活系	68	88	124	175
	事業系	101	205	195	195
	小谷村	38	49	75	102
	生活系	14	29	56	83
	事業系	24	20	19	19
	広域連合	306	456	588	707
資源物	大町市	1,816	1,607	1,201	903
	白馬村	682	675	667	620
	小谷村	158	238	242	221
	広域連合	2,656	2,520	2,110	1,744

表 3-41 目標を達成した場合の排出量（その 2）

区分\年度		H24	H28	H35	H44
		実績		見込み	
1人1日当たり(g/人・日) 排出量	大町市	885	882	829	823
	白馬村	1,296	1,329	1,207	1,195
	小谷村	1,020	928	915	969
	広域連合	981	981	927	927
1人1日当たり(g/人・日) 生活系可燃ごみ	大町市	467	455	399	382
	白馬村	327	280	205	160
	小谷村	456	312	248	222
	広域連合	441	409	343	316
1人1日当たり(g/人・日) 生活系不燃・粗大ごみ	大町市	37	39	41	42
	白馬村	55	58	63	65
	小谷村	63	49	43	38
	広域連合	44	50	54	64
1人1日当たり(g/人・日) 資源物	大町市	162	138	112	88
	白馬村	164	156	155	147
	小谷村	99	169	190	191
	広域連合	158	144	128	110
1日当たり(t/日) 事業系ごみ	大町市	6.6	7.1	6.8	6.8
	白馬村	6.7	7.3	7.0	7.0
	小谷村	1.3	1.2	1.2	1.2
	広域連合	14.6	15.7	14.9	14.9

ごみを減らしましょう！

●紙類の資源化

紙類は可燃ごみの 4.9%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 20g となります。このうち約 25%に当たる 5g を削減（資源化）する必要があります。これは新聞紙に換算すると約 1/4 枚分となります。

- ・新聞紙一枚の重さ 軽量新聞用紙の重さ：46.2g/m²

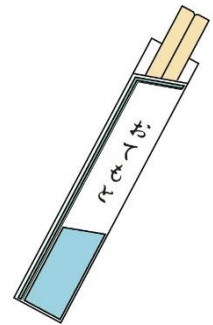
新聞紙一枚の大きさ：545mm×820mm（JIS 規格）＝0.45 m²

したがって新聞紙一枚の重さは 46.2g/m²×0.45 m²＝20.79g



●木竹類の削減

木竹類は可燃ごみの 0.5%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 2g となります。このうち 50%に当たる 1g を削減する必要があります。割り箸一善は約 7g です。



●食べ残し等の削減

食べ残し等の厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの 24.4%を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 69g となります。このうち約 20.3%に当たる 14g を削減する必要があります。これは ごはんに換算するとお茶碗 1 杯のおよそ 10 分の 1 となります（お茶碗 1 杯はおよそ 150g）。



●水切りの強化

水分は可燃ごみの半分近くを占めています。水切りなどで 9g を削減する必要があります。これはペットボトルのキャップに換算すると約 2 杯分となります（ペットボトルのキャップの容量およそ 5mL（5g））。



●不燃ごみ・粗大ごみ等の削減

ものを長く、大切に使用することで、ごみとして排出することを減らします。

●事業系ごみの削減

紙類や厨芥類の資源化、事業系資源物の自己処理等により事業系ごみ 5%を減らします。



第2項 ごみの発生抑制・資源化の施策

1. 施策体系

基本方針に基づく主な施策を示します。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
Ⅰ：ごみの発生・排出抑制（4R（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）の推進）	①広報啓発活動の推進
	②ごみの適正分別
	③過剰包装・使い捨て商品の購入自粛
	④ごみの減量・リサイクル活動への参加
	⑤集団回収への協力（第4節2.1）⑥）
	⑥マイバック等の持参によるごみの減量化
	⑦事業者の自己責任の遵守
Ⅱ：環境負荷の低減	①環境教育の実践
	②環境に配慮した事業活動
	③地球温暖化防止の推進
Ⅲ：効率的な収集運搬	①新たな分別区分の検討
	②収集運搬体制の検討
Ⅳ：中間処理の広域化による負荷の軽減	①ごみ処理施設の整備の推進
	②災害時などにおけるごみ処理体制の整備
Ⅴ：ごみ減量化による最終処分場の延命化	①行政の率先的な取組の推進
	②ごみ減量を推進する人材等の育成
	③最終処分場延命化のためのごみの排出抑制・資源化等の推進
Ⅵ：循環型社会づくりに向けた協働の推進	①循環型省資源型商品の拡充とPR
	②循環型・省資源型商品の選択購入
	③販売店回収の促進
	④循環型社会形成のための生産者責任の要請
	⑤市民団体等への支援
	⑥事業者等への指導
	⑦啓発活動と意識改革
	⑧環境に配慮したライフスタイルの確立

図 3-30 施策体系図

2. 住民・事業者・行政の役割

発生抑制、資源化に関する住民・事業者・行政の役割を表 3-47、48、49 に示します。

1) 住民の役割

表 3-42 ごみ発生抑制・資源化に対する各自の役割（住民の役割）

住民の役割	
①	ごみの適正分別 広域連合が定める分別区分を徹底します。
②	過剰包装・使い捨て商品の購入自粛 商品購入の際は、過剰包装を断り、使い捨て商品・無駄な物の購入（衝動買い）を控えます。
③	循環型・省資源型商品の選択購入 リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品を選択し購入します。
④	環境に配慮したライフスタイルの確立 購入した商品は使い切り、耐久消費材は出来るだけ修理などして長期間使用するなど、普段の生活からリフューズ（Refuse：発生抑制）、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生使用）を意識した生活を心がけます。
⑤	ごみの減量・リサイクル活動への参加 生ごみを自家処理するための堆肥化資材の購入と行政の補助制度を活用、地域内活動（小中学校 PTA などによる資源回収、ごみ減量などの講習会、フリーマーケット等）へ積極的に参加します。
⑥	集団回収への協力 集団回収、小中学校 PTA などによる資源回収に対して協力します。
⑦	マイバック等の持参によるごみの減量化 収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等を活用することでレジ袋の使用を減らします。

2) 事業者の役割

表 3-43 ごみ発生抑制・資源化に対する各自の役割（事業者の役割）

事業者の役割	
①	ごみの適正分別 全ての事業者は、事業活動で発生するごみの適正分別を進めます。
②	環境に配慮した事業活動 生産者は、リサイクル可能な商品や寿命の長い製品を作るなど、環境に配慮した事業活動を行います。
③	循環型省資源型商品の拡充と PR リターナブル容器入りや詰め替えできる商品、再生原料を用いた循環型商品、簡易包装商品の品揃えの拡充と PR に努めます。
④	販売店回収の促進 資源化可能ごみ（トレイ、インクカートリッジ、電池等）について、店頭回収の普及拡大に努めます。
⑤	事業者の自己責任の遵守 事業者は、自らが排出しているごみの量を把握し、減量・再利用に努めます。

3) 行政の役割

表 3-44 ごみ発生抑制・資源化に対する各自の役割（行政の役割）

行政の役割	
①	ごみ減量を推進する人材等の育成 地域に根ざしたリサイクル活動や環境教育を先導的に推進する人材（組織）の育成に努めます。
②	環境教育の実践 ごみ処理の仕組み、分別の仕方等について住民への啓蒙に努めます。本連合は、北アルプスエコパーク見学等の環境学習を行います。
③	循環型社会形成のための生産者責任の要請 循環型社会の形成のため、商品等の製造者に対し、生産者としての責任と役割（関係業界内での回収と処理、簡易包装の実施等）について、国・県を通じて要請します。
④	事業者等への働きかけ 事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう働きかけます。
⑤	市民団体等への支援 集団回収など資源化活動をしている市民団体、PTA 等に対し、支援を行います。
⑥	啓発活動と意識改革 住民、事業者への啓発活動を推進します。特に搬入ごみのトップ3である、紙類・プラスチック類・厨芥類（生ごみ）の減量を推進します。 1) 紙類 リサイクルマーク付きの紙類やダンボールのほか、コピー用紙・メモ用紙・封筒など雑紙としてリサイクルできる紙類の周知徹底を図ります。あわせて、感熱紙・カーボン紙・防水加工紙・圧着ハガキなどの混入防止の周知徹底を図ります。 2) プラスチック類 商品包装に多く使用されているプラスチック類について、資源物への転換のための周知徹底を図ります。あわせて、リサイクルマークの無い包装、ペットボトル、汚れた物が混入しないよう周知徹底を図ります。 3) 厨芥類（生ごみ） 排出前の水切りの徹底と、生ごみ堆肥化資材や生ごみ処理機の購入に対する補助制度の拡充（構成市村）により自家処理を進め、厨芥類の減量を図ります。 4) 広告媒体 上記を含むごみの減量とリサイクルの推進を図るため、次の媒体を活用しながら住民の意識改革を推進します。 ○ごみ・リサイクル物の分別・出し方早見表（ごみカレンダー）、ガイドブック等による啓発 ○新聞折り込みチラシ、配布するチラシ等による啓発 ○ケーブルテレビ（データ放送）による啓発
⑦	行政の率先的な取組の推進 自らが循環型社会の一員であることを認識し、本連合と行政機関の職員が率先してごみの排出抑制とリサイクルの推進を実行します。また、ごみ減量化のために機密文書の回収を推進します。 個人情報等が記載された機密文書は、個人情報保護の観点から通常の資源物として排出せず、焼却ごみとして処理している事業者が多数を占めています。それらの紙類を資源としてリサイクルするため、年に 1～2 回程度、機密文書の回収を実施します。回収した機密文書は、行政が直接製紙会社に持込み、融解処理します。

第3項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬体制

白馬村・小谷村では、広域化後も従来どおり各行政区域内の収集運搬を民間委託により実施します。可燃ごみは北アルプスエコパークへ、不燃物の一部（金属類、ガラスくず・陶磁器くず）は大町リサイクルパークへ、資源物は中間処理を行う民間事業者へ運搬・搬入します。

また、広域化後に可燃ごみ（指定袋）・資源物・不燃ごみの受け入れを行う白馬山麓清掃センターからは、北アルプスエコパーク・大町リサイクルパーク・再資源化事業者・処分業者に運搬・搬入します。

2) 収集・運搬体制に関する基本方針

分別排出されたごみは、構成市村が迅速かつ衛生的に収集運搬を行います。また、集積所などの適正な維持管理と排出マナーの向上を啓発します。

今後、収集運搬量は減少傾向にあるため、ごみ収集量に応じた効率的な収集運搬体制について、構成市村と検討します。

3) 収集・運搬に関する目標

- ・分別排出されたごみは、迅速かつ衛生的に収集運搬を行い、資源化及び適正な処理・処分を実施し、住民サービスの向上を図ります。また、ごみ集積場の適正な維持管理と排出マナーを守るよう、継続して啓発を行います。
- ・効率的な収集運搬体制や住民の利便性を考慮し、現行の収集体制（1社体制）を見直し、積み替え式回収拠点やごみ集積場（小規模ステーション含む）の増設等を検討・推進します。
- ・日常生活から排出される一般廃棄物の処理に支障をきたさないよう、事業者が一般廃棄物を排出する場合は、許可業者に依頼するよう引き続き指導を行います。
- ・資源化の推進とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の検討を広域連合、大町市と協議します。

4) 収集区域

白馬村・小谷村の行政区域内全域を収集区域とします。

2. 中間処理計画

1) 中間処理に関する基本方針

白馬村・小谷村で排出されたごみは、資源化を積極的に進めるとともに、安全かつ衛生的に焼却処理と熱回収を行い、環境に配慮した処理を推進します。

2) 中間処理に関する目標

平成30年8月1日から広域連合によるごみの広域処理を実施します。ごみの広域処理実施後は、広域連合と大町市で協議の上、ごみの減量化、新たな資源化品目の検討等を行います。

3) 中間処理の方法

白馬村・小谷村の中間処理の方法は、平成30年7月31日まで、白馬山麓清掃センターや委託する民間事業者の中間処理施設で、現在の処理方法を継続するものとします。平成31年8月1日からの中間処理施設は、北アルプスエコパーク（可燃ごみ）、大町リサイクルパーク（不燃ごみのうち金属類とガラスくず・陶磁器くず、資源物）、委託する民間業者の中間処理施設（資源物・粗大ごみ）となり、白馬山麓清掃センター（焼却施設）は、稼働を停止します。

4) 中間処理量

白馬村・小谷村・大町市から排出される中間処理量の計画量を以下に示します。可燃ごみの減少により焼却処理量は、年々減少する見込みです。

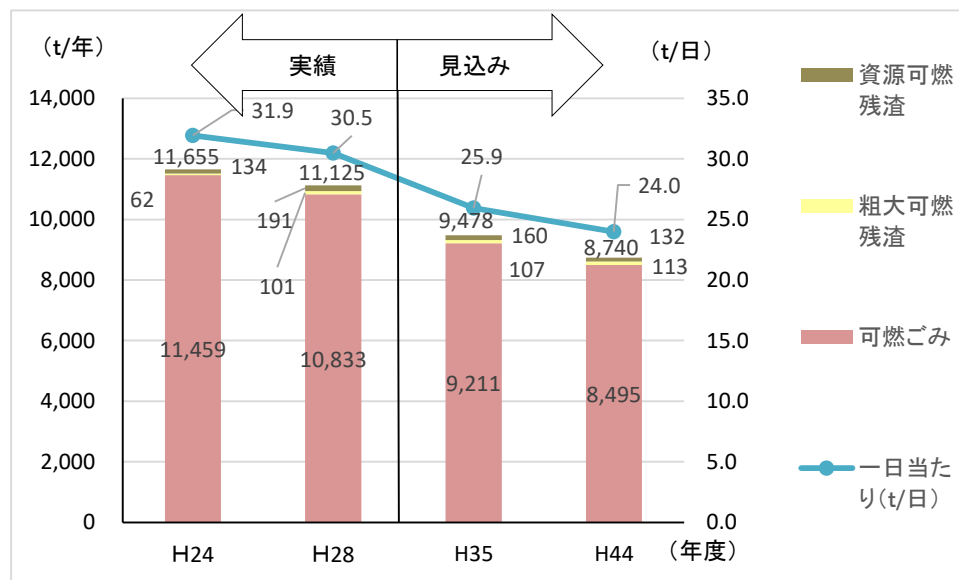


図 3-31 北アルプスエコパーク焼却処理の計画量

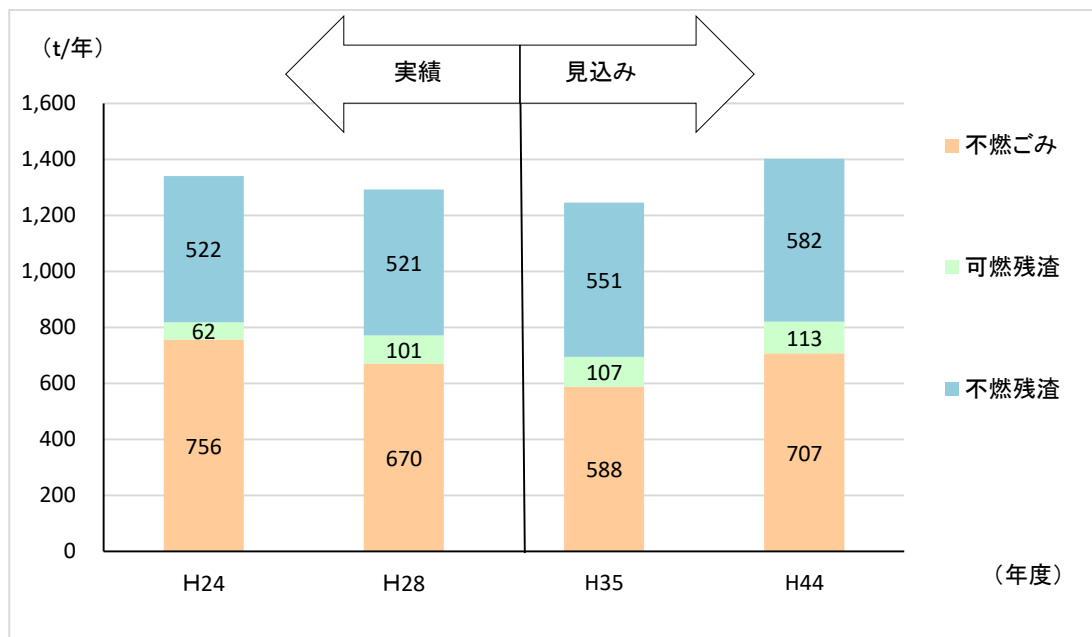


図 3-32 大町リサイクルパーク破碎処理の計画量

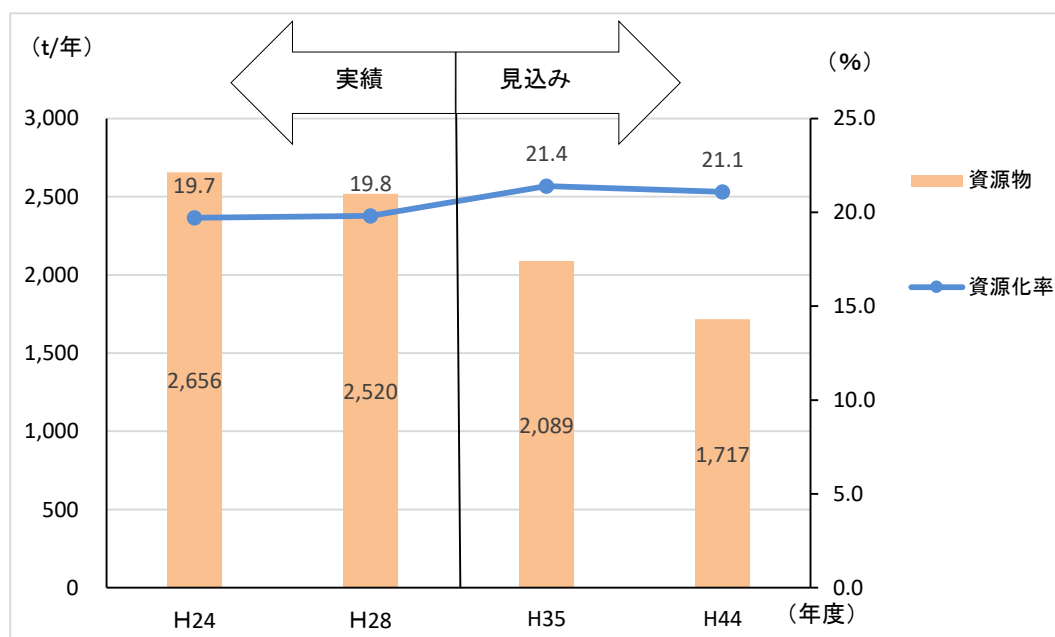


図 3-33 資源化の計画量と資源化率

5) ごみ処理施設の整備の推進

広域連合と白馬村・小谷村では、資源化推進のため、白馬リサイクルセンターの新設を予定しています。その後、現在の白馬山麓清掃センターを解体し、跡地にリユースや環境学習の場として利用するリサイクルプラザを建設する予定です。

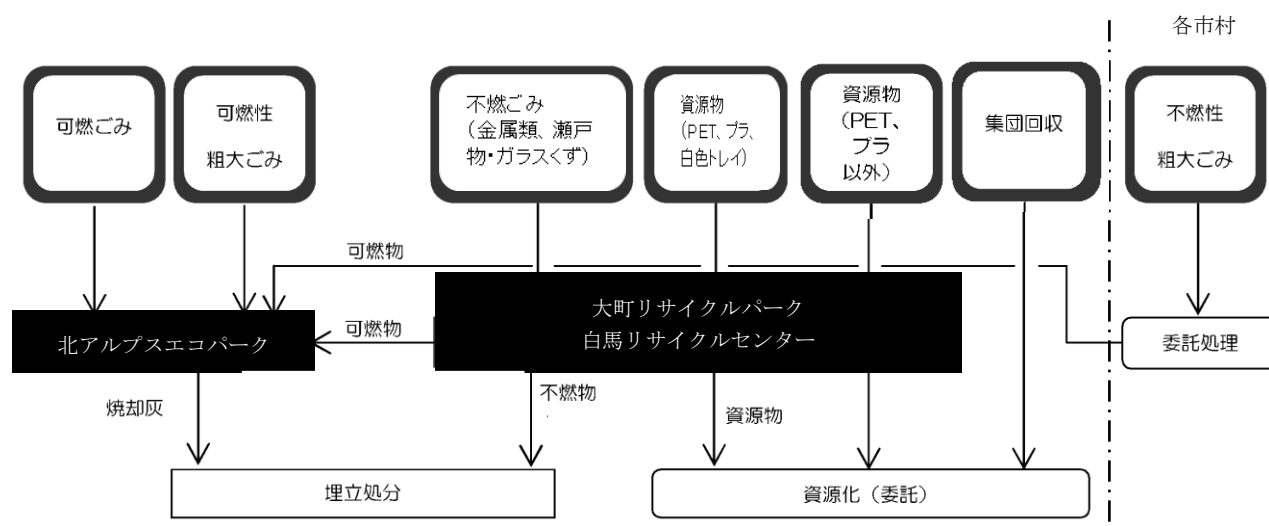


図 3-34 広域化後のごみ処理フロー

3. 最終処分計画

1) 最終処分に関する基本方針

平成30年8月1日より、ごみの広域処理が開始され、白馬村・小谷村から排出される可燃ごみ・可燃性粗大ごみの焼却残渣や、ガラスくず・陶磁器くず等の不燃物は、大町市の最終処分場（大町市グリーンパーク）で埋立処分します。

2) 最終処分に関する目標

白馬村・小谷村は、本計画に定める施策を展開し、ごみの発生抑制、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。

3) 最終処分量

白馬村・小谷村・大町市の最終処分量について実績と計画量を以下に示します。なお、白馬村・小谷村の実績量については、白馬山麓清掃センター及び白馬村・小谷村から排出される埋立対象ごみ（焼却灰、カレット、埋立対象粗大ごみ）の最終処分量、大町市については、大町市グリーンパークの最終処分量をそれぞれ合算した数値です。

白馬村・小谷村・大町市の最終処分量は減少する見込みです。

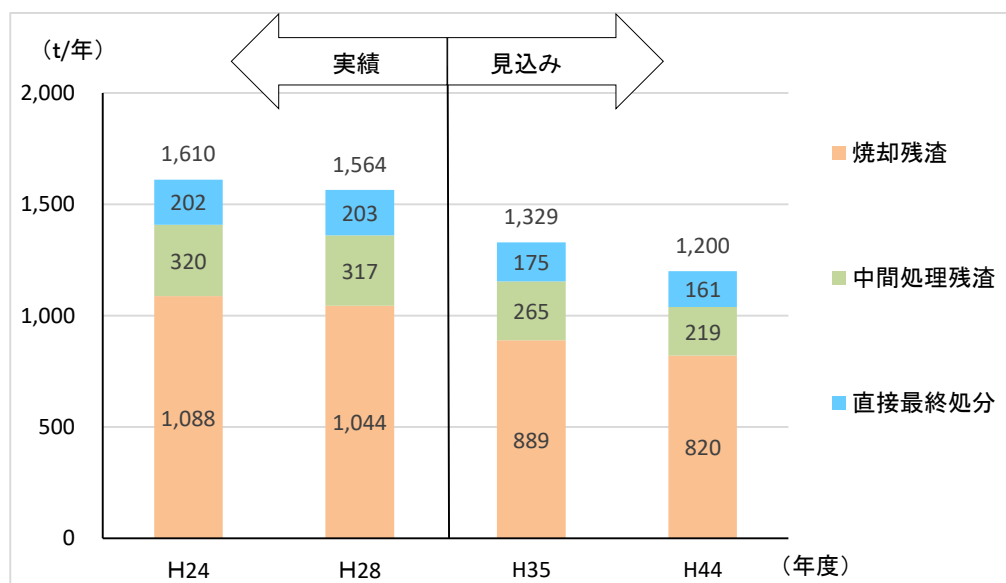


図 3-35 最終処分の計画量

第4章 その他の施策

第1節 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

災害発生時には、白馬村・小谷村の地域防災計画に基づき、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要になることから、広域連合・近隣市町村と連携した処理体制の整備を図ります。

また、過去の災害経験を生かし、災害廃棄物処理計画の早期策定に向けて努力します。

第2節 広報啓発活動の推進

積極的な情報提供、住民参加

インターネット等による積極的な情報発信のほか、環境学習などの住民参加型のイベント等により、ごみ減量化等に取り組みます。

第3節 地球温暖化防止の推進

地域レベル・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、長野県では長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～（平成25年2月）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種の施策を進めています。

温室効果ガス排出量の削減を進めるため、可燃ごみの削減を進め、循環型社会や低炭素社会の実現を目指します。

第4節 事業者の協力

事業系ごみ（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、原則として事業者自らの責任において適正な処理をすることが義務付けられています。許可業者に処理を委託するなど、発生抑制・再資源化とあわせて啓発に努めます。

スーパー等小売店や、各種団体が行っているマイバッグなどの利用の呼びかけ、販売店等で行っている店頭回収など、これらの運動を啓発し、事業者の活動を支援します。

第5節 不法投棄・野外焼却対策

引き続き、警察など関係機関と連携し、啓発活動やパトロールの強化等を図り、不法投棄・野外焼却の防止に努めます。

白馬村・白馬山麓事務組合

〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

電 話 0261-72-5000

F A X 0261-72-7001

小谷村

〒399-9494

長野県北安曇郡小谷村中小谷丙 131 番地

電 話 0261-82-2001

F A X 0261-82-2232